

食のリスクコミュニケーション講演会

日時 平成 16 年 3 月 22 日 (月) 13:30 ~ 16:30

場所 ホテルニュー京都

(司会) お待たせいたしました。ただいまから食のリスクコミュニケーション講演会を開催いたします。本日はお忙しい中、また、雨の中たくさんの方々にご来場いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに議事の変更についてお知らせいたします。本日予定しておりました京都府養鶏協議会会長である中澤廣司様が急用のため出席が困難となりましたので、あらかじめお知らせいたします。この時間は、会場からの質疑の時間とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、まず、お配りしてある資料の確認をさせていただきますので、どうぞ、入口でお渡ししました茶封筒をご用意ください。中の資料を出していただけますでしょうか。

最初に議事進行、座席表、見上先生の講演資料、姫田さんの講演資料、森田さんの講演資料。また、「鳥インフルエンザについて」、続いて「食品安全委員会の考え方」、「食品安全委員会のパンフレット」、最後に「アンケート」となっていると思います。もし、足りないものがありましたら、お近くの係の者にお申し付けください。

なお、アンケートは今後、私どもが行うリスクコミュニケーションや、このような会をよりよくしていくための参考とさせていただきますので、ぜひご記入をよろしく願います。会の終わりにお出口にて回収箱を設けますので、どうぞご投函ください。

また、講演中は携帯電話の電源をお切りいただきますか、マナーモードに設定していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

それでは、はじめに主催者を代表しまして、近畿農政局の山川雅典局長より、皆様にごあいさつを申し上げます。

開会挨拶

山川 雅典 (近畿農政局長)

主催者を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、鳥インフルエンザ問題で急遽、食のリスクコミュニケーションの講演会を開催

しましたところ、年度末、しかも雨の中、皆さんにはたくさんお越しいただきまして、まことにありがとうございます。近畿各地域のみならず、全国からお集まりになったと聞いております。関心の高さを改めて再認識したところです。

実は、食の安全・安心に関しましては、政府は昨年7月に国民の健康の保護を最優先としまして食品の安全の確保を図るために「食品安全基本法」を制定しまして、リスク評価の機関として食品安全委員会を内閣府に設けたところです。そして、新しい食品の安全行政ですが、このリスク分析という考え方に立ちましてリスクの評価を行い、そのリスクの評価のもとに、農林水産省、そして厚生労働省といったところが、きちんとリスクを管理して、そのリスクを減らしていく。そういう考え方のもとに、日頃から消費者の皆さん、国民の皆さんと関係者の間で、リスクコミュニケーションを図っていくという形で、食品安全行政を推進してきたわけです。

そういう中で、食品安全委員会は具体的にリスクがどれくらい人の健康に影響があるのかといったことを、正確に評価する組織です。そして、それぞれの行政機関が互いに連携してリスク管理機能を果たしていく仕組みになっているわけですが、そういった取組みのさなか、京都府で鳥インフルエンザが発生したわけです。また、その通報がなくて、結果として対応が後手に回り、府県を越えて一部流通したということです。生産者はもちろんのこと、流通・加工・消費、様々な方面に大変な影響が出ているわけです。皆様の中にも、鶏肉や鶏卵は本当に安全なのか、購入を少し控えようかなどということをお考えになっている方もおられるかもしれません。

農林水産省としては、亀井農林水産大臣が直ちに現地にまいりまして、その状況を把握し、総理に報告しております。総理の指示のもとに関係閣僚会議が開催され、関係府省の連携のもとに対策がいろいろ検討されて、去る16日に緊急総合対策という形でとりまとめられたところです。4本の柱があり、まん延防止措置、そしてまた国民の食に関する不安を払拭するための措置、さらには人の感染防止、国民の健康確保のための措置、そして早期通報促進と被害拡大防止のための法制の整備を今、具体的に検討しているところです。

現地では山田知事を先頭に、府、市長、あらゆる関係者の方が、まん延防止に懸命の措置をとっておられるわけです。近畿農政局としても、できることはとにかく何でもやろうということで、すでに200人ほど現地で防護服を着て処理対策を行っているわけです。また、これが大変重要ですが、風評被害の防止といったことで、消費者の皆さんに正しい情報を迅速に提供する。さらには管内の小売店の特別調査、流通関係者へのご説明。私も土

曜日は京都駅の前でキャンペーンのビラ配りをして、組織を挙げて対応しているわけです。

この鳥インフルエンザの問題は、国会でも集中審議が行われるなど、今や国政の重要課題の一つになっており、多くの府省にかかわる問題です。そこで本日は、内閣府の食品安全委員会、厚生労働省、近畿農政局、京都府、さらには京都市の共催ということで、それぞれの専門家の方から、この問題について分かりやすくご説明を頂く。そして皆さんからの質問にお答えするという形で進めてまいりたいと思います。

今回の事案で、私ども食にかかわる者が常に忘れてはならないことは、食の安全・安心は、消費者の信頼が重要であるということです。そして、消費者の信頼を失うことは簡単です。これを回復するには大変大きなコストと努力、時間がかかることを痛感した次第です。

出席の皆様方には、是非この問題についてご理解を深めていただき、分からない点はご遠慮なくご質問いただきたいと思います。本日の講演会を通じて、皆様方には食の安全・安心を正しく理解していただき、どうか安心を持って帰っていただきたいと思います。大変狭い会場で窮屈な時間かもしれませんが、ご協力のほど、どうかよろしくお願いいたします。

(司会) ありがとうございます。それでは、講演に入らせていただきます。本日は、2名の講演者による講演と2名の報告者による報告となっておりますが、講演後と報告後に引き続き、内容について会場からのご質問を受ける時間を設けております。

それでは、講演1「高病原性鳥インフルエンザについて」と題し、食品安全委員会の見上彪委員の講演です。

見上委員は、東京大学名誉教授であり、獣医微生物学をご専門とされております。それでは見上委員、よろしくお願いいたします。

講演 「高病原性鳥インフルエンザについて」

見上 彪（食品安全委員会委員）

こんにちは、皆さん。はじめまして、見上です。

（以下資料併用）

この表で頭の中に入れておいてもらいたいのは、これは野球のボールをパカッと二つに割ったような形ですが、これをまんじゅうにたとえて説明します。ここの中にあるものは、遺伝子が全部で八つ入っています。それを分節とって、遺伝子が八つ分かれていることと、4番目のHA、6番目のNAが、いわゆる鳥インフルエンザウイルスの一つの亜系、分類のやり方です。これは後ほど説明しますが、HA（赤血球凝集素）が全部で15種類、それからNA（ノイラミニダーゼ）が全部で9種類あります。ですから、 9×15 で135種類の鳥インフルエンザがあるということです。

それがすべて水禽類、カモが持っているものです。カモにとっては、鳥インフルエンザウイルスは病気を起こしません。アヒルもしかりです。ただ、ニワトリにこれが入りますと、最初のうちは病気を起こさないのですが、何回も何回もニワトリの中で、増殖を次から次へと繰り返していくうちに、どんどん強くなるというお話です。そういう意味で、分節に分かれた遺伝子で、これとこれが重要だということです。

それから、これはまんじゅうでたとえたのですが、まんじゅうの中に遺伝子が入っていて、外側に今、説明申し上げましたHAとNAがトゲみたいな感じで、大体5対1の割合で出ています。この表面がまんじゅうの皮と思ってください。皮というのは、意外といろいろな温度とか、いろいろな処理、消毒薬とか逆性せっけんに弱いのです。ですから、よく鳥に触れたら手を洗ってうがいしなさいというのは、そこから来ているわけです。

遺伝子というのは、ほとんどの生物は大体DNAからなっているのですが、ウイルスの中にはDNAの遺伝子を持っているものももちろんありますが、DNA以外にRNAを持っている遺伝子があるということです。それで、RNAというのが非常に変異しやすい。これは後ほどまた説明します。

これは最近、世界中に流行し、特に東南アジアが主体で、あとからアメリカが加わったわけです。

まず、東南アジアの実情を申し上げますと、ご存じのように、昨年暮れあたりからベトナム、タイで鳥インフルエンザが流行しだして、その後、東南アジア全域に広がり、なおかつ、正式には1月27日中国にも来たというのです。しかし、実は中国は今年1月27日が初めてではなくて、後ほど岡部先生がお話しくささいますが、1997年に香港でも流行しましたし、また去年あたり、ある情報によると一昨年あたり、中国のいろいろなところでインフルエンザがあったという情報があります。

いずれにしても、今年になってから一気に中国では広がって、いちばん西の果ての新疆ウイグル地区まで飛んだということと、なおかつ、チベット高原のチベット自治区にも行ったということで、一気に広がったというのが東南アジアです。

一方、日本の近くはどうかというと、まず韓国で流行しました。韓国は日本の場合と少し事情が違い、最初に流行してから全部で18か所ぐらいに飛び火したということです。日本では山口県で最初にスタートして、その後、大分県の例のチャボ、それから京都に来て、それから京都の中でもう一か所、高田農場に行った。それをトータルしても、4か所広まったということです。

韓国で流行した鳥インフルエンザウイルス、鳥の中で流行したウイルスと、日本で鳥の中で流行したインフルエンザウイルスは、遺伝学的にほぼ同じだということが分かっています。それと同時に、ベトナム、タイで流行したものは、遺伝学的に日本、韓国のものとは違う。何を言いたいかというと、後ほど岡部先生がお話しくささいと思いますが、韓国、日本は、人に感染した事実が今のところないのです。特に韓国では18か所に飛び火して、例えば鳥を飼育している人や獣医さん、とにかく感染した鳥と密接に関係ある人が1600人ぐらいいらしたのですが、1人も感染していません。ところが、ベトナム・タイはどうかというと、少なくともベトナム・タイで33人の人が感染し、22人が亡くなったということは学問的な事実の話です。ただし、日本では山口県から京都まで含めて、淘汰(とうた)した鳥の数がずっと少なく、100万羽足らずです。東南アジアで一億数千万羽、日本と同じようなやり方で、テスト&スローターというのですが、摘発して淘汰したというのがあります。その中で一億数千万羽の鳥を淘汰した、そういう流行の中で、感染した人がこれだけいた。これはウイルス学的にいいますと、日本、韓国のウイルスとは遺伝学的に少し違うということです。

それからもう一つ注目してもらいたいのはアメリカです。東海岸のほう、ニュージャージー、ペンシルバニア、デラウェア、この辺で病原性の弱いものが、やはり今年になって

から発生しました。ところが、つい最近、テキサスにH5N2という、20年前にアメリカのこの州で流行したものと、同じ病原性の強いものが出たということです。それから、ブリティッシュコロンビア、カナダのバンクーバーの近辺でも、H7N3というのが出たという話です。特にこの場合は、最初に出たウイルスが、ニワトリに対して非常に病原性が弱かったのですが、何回も何回も鳥の中で感染を繰り返している間に、病原性が上がって非常に強いものになってしまったという話です。それで日本国政府は、カナダ産の鶏肉や産物を輸入禁止しました。病原性が強いものが出たところからは、日本は輸入禁止するわけです。ですから、テキサスのとき初めて今年出て、アメリカからも輸入を禁止したという状況です。

ここで一つ言いたいことは、実は7～8年前、メキシコでH5N2という病原性の弱いものが流行したのです。ところが、メキシコの政府は、病原性の弱いものが鳥の中で浸潤している、広がっているということをつかまえるのが少し遅れまして、気がついた時はあちこち山火事みたいに火がどんどん上がり、それで急遽ワクチンを利用したという話です。一度ワクチンを利用しますと、これは大変なことで、毎年やらなければならないし、要するに、防火壁的な予防というより、むしろ、ほかの動物のウイルス性感染症と同じように、ワクチンを必ずやるようになってしまったということです。

そういうわけで、日本で流行したものと韓国で流行したものは同じだけれども、他の国とはウイルスの遺伝子は違うのです。

2ページの表で、インフルエンザウイルスの一つの特徴をお話ししていますが、ここで特に言いたいのは、ウイルスというのは、熱や酸やエーテル（先ほどのまんじゅうの皮を溶かすもので、要するにまんじゅうの皮は脂質が含まれている）と作用させると、溶けてしまう。それで、病原性がなくなってしまう。弱いということです。これが一つ重要だということです。これは球状だということを先ほどお話ししました。これも、これだけあるよとお話ししました。

それから、自然宿主水禽類です。ニワトリではなくて、もちろん人ではありません。

これは先ほどアメリカ・カナダの例をお話ししたのですが、特にブリティッシュコロンビア、最初は弱病原性だったのが、鳥の中で増殖を繰り返しているうちに強病原性になったということです。それから、テキサスで出たものは、H5N2が20年ぶりにアメリカで

流行した。20年前の話ですが、一千何百万羽という鳥を調べて淘汰しています。そうやって世界もほとんどの国は京都でやったのと同じ方法、山口でやったのと同じ方法、すなわち、感染した鳥を見つけて、それを殺して埋めるなり燃すなり、そういう方法で、世界中はこの病気に対して対応しているということです。これが一つの重要な方法でやっている。

ですから、京都の皆様方のテレビで、あそこの農場に自衛隊の方とか、いろいろな方が行って、鳥を殺して穴へ埋めているというものは、あれは家畜伝染病予防法に基づき、ニワトリのために、ニワトリの中で病気が広まらないようにやっている方法で、これは人のためではないのです。ニワトリのためです。ここをお間違えなく。

これは後ほど岡部先生がお話ししますので、特に鳥のところを少しお話ししますが、潜伏期が非常に短くて全身感染を起こすという非常に厄介なもので、大体かかると90～100%死んでしまうという強烈な病気です。こういう病気はそれほど数多くないのですが、我々は専門的に海外悪性伝染病と言っています。ですから、79年ぶりにまさに日本で出たというのは、海外の悪性のものが日本に来てしまったというお話です。

先ほど少しお話ししましたが、香港H5N1が今、日本でも問題になったものですが、香港でも1997年に人が死んでいます。

もう一つ別のタイプが、昨年オランダで流行しています。これはH5N7というもので、これは結膜炎を主とした症状で、獣医さんが1人亡くなっています。けれども、これも非常にまれなケースで、オランダはこのときに、どれだけニワトリを淘汰したか。オランダ、ドイツを合わせて大体3000万羽を淘汰して、この病気を防いでいます。そういう状況です。ですから、日本だけが特別なことをやっているわけではないのです。

カモ、水禽類が135種類全部のウイルスを持っていると先ほどお話ししましたが、決して1匹のカモが全部の種類を持っているのではなくて、カモの中でも持っているものも、持っていないものもいる。主として腸管にいます。大腸菌が腸管にあるのと同じです。カモには病気を起こさない。カモというのは営巣地が2か所あり、シベリアかアラスカです。日本に来るカモは、ほとんどシベリアからカムチャッカ半島から北海道経由で来るものもあり、稚内を通してこのように来るものもあるし、朝鮮半島を通して、この辺に来

る。いずれにしても、中国南部等に行きます。それで、冬は凍ってしまうので、シベリア、アラスカで過ごせませんので、春から夏にかけて、またこういうところへ帰って、卵を産んで子育てをして、南に渡り鳥として飛べるように、大きくなったものが飛来してくるわけです。それで、こういうところへ行って、また帰ると、1年を通じて行ったり来たりしている。そのカモが持っている。カモにとっては病気を起こさない。ただし、病気を起こさないものが、時々、鳥にすぐは病気を起こさないけれども、ある時は起こすようになるということです。

ここに、カモ アヒル 豚 人というルートを書いたのは、ここにカモからアヒル、アヒルから、例えば大分県の例はアヒルが1羽いましたが、あれを殺してしまったものだからよく分からないのですが、アヒルからチャボにいった可能性が大いにあるということです。最終的に、人がかかる可能性もあります。なぜ豚をここに入れたかということ、後ほどまたお話しします。

新型インフルエンザの出現のメカニズムとして、二つ言いたいことがあります。

一つは、先ほどまんじゅうの中の分節、RNA遺伝子のお話をしたのですが、これがカモとか鳥のインフルエンザウイルスと人のウイルスが、仮に豚に感染した場合、豚の中で遺伝子再集合が起きて、一部は鳥から、一部は人から、それが豚の体の中で両方のタイプができる。それが豚、豚と豚の中で繰り返して増殖しているうちに、もしかしたら人に来るかもしれないよということを、WHOが言っているわけです。ですから、先ほどこれは鳥のためにやっていると言いましたが、同時にこういうものを日本から、また世界からなくすとか抑えると、人に行くチャンスが非常に減りますよという話です。

もう一つはRNAです。先ほど遺伝子でRNAウイルスと言いましたが、RNAというのは非常に変異を起こしやすいのです。変異を起こしやすいから、カモのものが鳥に入っている間に変異を起こして、鳥に対して病原性が強くなるというお話です。

それから、これも後ほど岡部先生がお話くださると思うのですが、スペイン風邪、アジア風邪、香港風邪、ロシア風邪と、年によって流行の株が違うということは、先ほどお話しした変異をしやすいことも絡み、いろいろなものが流行します。よく、人のインフルエンザウイルスを遺伝学的に追跡してみると、どうもこういうものは大昔、カモから来たらしいということが、最近の学説です。人間が昔からインフルエンザウイルスを持っていたのではなくて、それよりもっと昔に、カモから来たのではないかというのが今の考え方

です。

ここで、新型ウイルス出現の仕組みです。これは鳥から人へ行く。これは感染した鳥と密接に接触が必要で、新型ウイルスが作られる確率、鳥から直接人にいくのは極めて低いです。それから、現在までのところ、先ほど最近の流行の例をいっぱい挙げましたが、まだ最近の流行例では、それが人型に変わったという学問的な証拠はありません。香港の例も、タイの例、ベトナムの例、また、オランダの例もそうです。もちろん、アメリカで大流行があったものは、人には感染していませんし、メキシコではワクチンを使っているくらいですが、メキシコ人が鳥インフルエンザにやられたという話は聞いたことがありません。そういう状況です。

それで、なぜそうかという、人と鳥は、それぞれ鳥のインフルエンザウイルスに対する受容体を持っています。受容体とは何かというと、かぎとかぎ穴のような関係で、ウイルスは、生きている細胞がないと増殖できないのです。ですから、京都の例で、ニワトリが感染して穴に埋めましたね。当然のことながら、腐って細胞が死にます。そうしたら、ウイルスも生きていけません。ただし、ウイルスというのは、例えば - 30 度だとか、 - 20 度だとか、凍ったような状態では非常に強いのです。ですから、アラスカとかシベリアですっと延々と1年を通じて凍っているようなところに、電気ドリルで穴を開けて、もしかして過去にカモがそこで糞をして凍ったら、そこからウイルスは取れます。けれども、普通の埋めたようなものは、細胞が死んでしまうから、生きていけないわけです。そういう鳥の受容体を人は持っていないということです。

それから、鳥と人が豚にいった場合、豚は両方の鳥のウイルス、人のウイルスに対する受容体を持っています。ですから、AとBの大きな違いは、新型ウイルスが作られる確率は低いです。それから、今までのところ、豚から分離されたインフルエンザウイルスは、人型に変異したという証拠はありません。そういうものなのです。

日本で3か所ないしは4か所のお話が出ているわけですが、予防対策として非常に重要な点は疫学調査です。京都の例はおまけがつかまして、カラスの話が出てきました。それは後ほどお話ししますが、あの近辺のカラスがもともとウイルスを持っていたわけではないから、東京の人、または北海道の人、東北の人、近畿の人でもいいです。どこの人でもいいのだけれども、カラスに対して怖がる必要は全くありません。今回の例は、カラスが

あそこの農場で飼った鳥に群がって、それを食べて、のどかどこかよく分かりませんが、腸管かもしれませんが、そこからウイルスが検出された。僕はまだカラスの中でウイルスが増殖したかどうか聞いていませんので、はっきり申し上げられないのですが、検出したことと増殖したことは違います。

何が違うかということ、例えば人のインフルエンザの流行時に「手洗いしなさい、うがいしなさい」。うがいをしたほうがいいというのは何かということ、咽頭のところに込み合い電車でだれかが風邪になって、ウイルスを呼吸とともにつけた、付着した。それは付着したものはまだ増殖していませんから、それで調べて、見つかったからといって、そののどにあったウイルスが増えていたかどうか、分からないわけです。検出したことと同じ意味です。

最近の鳥インフルエンザの世界的発生と人への感染ですが、なぜ風評被害が起きたか。これは特に日本独特です。どういうわけか、ほかの国もある程度は起きるのです。原因は、要するに感染源が特定されていない。だから、鶏肉は危ない、鶏卵は危ない、ペットが危ない、いろいろなことが言われています。これは私、勝手につけた、何々かもしれないというのは、非常に被害を及ぼす。卵や肉、あるいはペットから感染するかもしれない。食べたり飼育・世話したりして感染するかもしれない。それから、野鳥に触れたら感染するかもしれない。「かもしれない、かもしれない」ということで、どんどん頭の中が、「だから鳥インフルエンザは危険だ」と、そのようになりかねないという非常に怖い現象です。

「かもしれない」というのが分母にいったら、どんどんゼロに近くなるからいいのですが、分子にいったら、掛ける、掛ける、掛けるになって大変なことになります。それで、結果的に、「買わない、食べない、近寄らない」。これは、国、国民（生産者 消費者）にとって大損害です。で、鳥の悲鳴、「捨てないでください」「殺さないでください」「かわいがってください」、このようになるわけです。幼稚園のチャボがどう、小学校のチャボがどう、神社仏閣のチャボがどう、鳥がどうと、どんどん捨てられて、ひどいところになると、餌もやらないで、ただ殺せないものだから逃がしてしまって、それで餓死させるとか、まさにひどい現状が起きている。

防止策としてここにいろいろ書いていますが、これは後ほどよく見ておいてください。

特に言いたいのは、「ワクチン接種鶏由来の鳥の肉や卵は非常に安全」だということ、

我々、食品安全委員会で3月11日に決めて、それで19日にみんなでディスカッションして、今、パブリックコメントに出している状況です。ですから、ワクチンをどうのこうのというお話は、食品安全委員会のお仕事ではないですから、ここでは触れません。

それでは、日本の卵はどのように処理されているかという、採卵鶏から生まれた卵というのは、流通に入るこの真ん中の段階で、卵を包装して洗うセンター（GPセンター）できれいに洗われています。なぜかという、鳥の卵が生まれて出る場所は皆さん、ご存じだと思うのですが、鳥の糞で汚染されているものは除きますし、きれいに洗われて、その中に次亜塩素酸系の消毒剤が入っています。そういうものが実際スーパーに行き、食卓に上がるわけです。

それから、老鶏。これは、卵を産まなくなった鶏を食鳥検査場で処理して、スープとか地鶏なども、ある程度大きくなった鳥です。それから、羽や骨が廃棄物になって、それで餌工場に行きます。香川県で、京都の例が運ばれて羽からウイルスが取れたというのは、ここの飼料工場です。

それと同時に、肉用種は同じように食鳥検査場へ行って、どのように処理されるかというと、まず、60度くらいのお湯に入れて、毛をむきやすくして、それで、きれいに毛を取って、頭と足を外して、それで60度くらいのお湯に入れます。次は急に冷やさないで肉が鮮度を保てなくて、二度くらいの冷水の中に、次亜塩素酸系の、要するに我々が水道で使う消毒剤か滅菌剤の中に漬けています。ですから、そういうものに対して、インフルエンザウイルスというのは弱いのです。熱に対しても弱い。そういう意味で、そういうものが食卓に行っているということです。

「鳥インフルエンザウイルスが、人に感染しにくい大きな壁」ですが、受容体がないから、細胞に入りにくい。胃には酸があるが、このウイルスは酸に弱い。だから、熱にも弱い。普通の調理温度で不活化されます（熱に弱い）。それから、水道水の消毒剤と同じで、塩素系消毒剤で肉とか卵は処理されていますし、おまけに鶏舎は逆性せっけんで消毒されています。鶏舎は今回テレビで、大きなノズルでシュッシュッとかけているのは逆性せっけんです。それにもやはり弱いのです。

カラスですが、これを読んでください。この中で一つ言いたいことは、カラスが今回は

被害者です。カラスは大阪まで 30km 飛んだ。これはもしかしたらカラスの中で流行しているのではないかというように書きたてる方がいるかもしれません。だけれども、生物というのはみんなそうで、カラスは 10km が大体飛ぶ範囲だよといってしまうと、本当に 10km 来たら飛ぶのをやめるかという、そういうものではないです。

ちょうど今、産卵の時期、ペアリングというか雄と雌が一緒になる時期で、ペアリングに失敗した雄は、もっともっと遠くに飛んでいきます。10km、20km と、その辺で論議すると生物学を論議できなくなります。100km 飛ぶカラスだっていいです。僕はカラスに聞いたことがないから分からないけれども、当然のことながら、そういうものもいいです。

ですから、大阪の茨木市のカラスは、やはり京都から行ったのではないかと考えています。あのカラスからウイルスが分離されたかどうか。検出されたのは分かっている、のどにいたものか、カラスの中で増殖したものか、その辺は分かりません。ですから、死んだカラスが、すべてインフルエンザで死んだとも分かっていないのです。僕は少なくとも聞いていません。その辺も気をつけて、情報というのは理解してもらわないと、片や見出しで理解してしまって、とんでもないことになりかねないということです。

かりに感染カラスの糞からウイルスが分離されても、手洗いや靴底消毒などで、安全性は確保されるのです。

ですから、どこから分離されたかというのは、非常に重要です。例えば肝臓から分離された。これはカラスの中で、まさに全身感染を起こしているということで、これは少し考えものなのだけれども、気管や肺で増殖したか、ただ付着したか、その辺は分からないということです。

それからもう一つ、カラスというのは疫学的に、この検査は非常に重要だけれども、ニワトリの卵や肉の安全性とは直接関係ありません。

感染源のことですが、3か所。京都の2か所を含めて4か所ですが、あれは感染源はまだ特定されていないのですが、今でも水鳥（渡り鳥）か人か車。人が、例えば渡り鳥の糞を踏んで鶏舎の中に靴底で入れたか、車の車輪で入れたか、それから野鳥が来たか。その辺は分かっていないです。けれども、今後の疫学的な調査が非常に重要だということです。ですから、これは学問的な証拠はまだ出ていないのだけれども、もしかしたら船井農場、高田農場は、そういった野鳥という可能性は非常に出てきたということです。

カラス、野鳥のウイルス保有状況の意義（今後の調査結果待ち）。今後、農水省を中心としてやると思うのですが、この結果を待ちたいと思います。

どうもご静聴ありがとうございました。

（司会） ありがとうございました。

国内外で発生している鳥インフルエンザについて、どのような病気であるのかなど基本的なポイントをご説明いただきました。ただいまの講演について、ご質問のある方もいらっしゃるかと存じますが、後ほどまとめてお時間を取っておりますので、ご了承ください。

それでは、次の講演へと移らせていただきます。講演2「人のインフルエンザと鳥のインフルエンザ」と題し、国立感染症研究所感染症情報センターの岡部信彦センター長よりの講演です。

岡部先生は、先日土曜日にジュネーブよりお帰りになられたばかりのため、講演に使用する資料が配布資料として間に合いませんでしたが、お疲れの中、この日のために急いで資料を作成していただき、講演にお越しいただいております。

岡部先生は、医学博士であられ、平成3年から3年半世界保健機構（WHO）西太平洋地域事務局伝染性疾患予防対策課課長をお務めになり、平成12年から現職でいらっしゃいます。

それでは、岡部先生、よろしく願いいたします。

講演 「鳥インフルエンザの人への影響について」

岡部 信彦（国立感染症研究所感染症情報センター長）

国立感染症研究所におります岡部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

配布資料が間に合わなくて大変申し訳ありませんでした。ジュネーブに行ってきたというのは、人のインフルエンザのほうで、新型インフルエンザが来た時の対策をどうしようといったことを、あらかじめ相談しておくような会議が持たれ、それに出かけてきたのです。急に集まったので、資料をこちらへ送っている暇がなくて、すみませんでした。

見上先生のお話は、主に鳥型の鳥のインフルエンザの話ですが、私はどちらかという、鳥インフルエンザが人に与える影響、人のインフルエンザがどういうものかについてお話をしたいと思います。

人のインフルエンザも鳥のインフルエンザも、両方とも「インフルエンザ」という名前がついているので、人の側で流行するとすぐ鳥にいくのではないか、あるいは鳥で流行すると、すぐ人にくるのではないかということは、どうしても思いがちです。私も、まだこういった研究を始めた頃は、どっちがどっちだかこんがらがってしまって、分からなかったのです。しかし、同じインフルエンザという名前はついていて、確かにウイルスは似たようなウイルスですが、しかし、中身を見ると、だいぶ違う。病気としてのインフルエンザも、人のインフルエンザと鳥のインフルエンザの間には、ちょうどバリアみたいなものがあって、行き来することはほとんどないわけです。しかしそのバリアに小さな穴が空いていて、鳥のインフルエンザ側がうんと増えてくると、その小さい穴をつたってポンと人のほうへ行く可能性がある。そうなった時に、人のほうに与える影響が非常に多いので、できるだけ鳥の間での流行も抑えておく。それが人のほうへの影響を、少しでも少なくできるというように思います。

スライドは、人のインフルエンザの流行状況ですが、私達は毎週毎週多くの先生方から報告を頂いて、まとめています。これは毎週毎週の状況です。1年分で流行のカーブをこのように作って10年分を表しているのですが、この赤いのは今年のカーブで、2月ぐらいでピークになって、もう既にこれが下向きになっています。昨年、タミフルという薬が、足りないというぐらい大騒ぎをしたのですが、これも10年分で見ますと、昨年は3番目が4番目ぐらいの流行で、今年もその流行の度合いは昨年とほぼ同じぐらいです。10年分見

でも中くらいの流行だというのは、お分かりになると思います。しかし、中くらいでどのくらいの患者さんが日本中で出たかということ、日本中で 5000 か所くらいの医療機関から報告を頂くのですが、去年は約 120 万人の患者さんが出たことになります。

そこから全国でどのくらいの推定患者数が発生したろうかと計算すると、1500 万人くらいです。日本ですと中くらいの流行でありながら、インフルエンザという病気は、国民の 10 人や 15 人に 1 人くらいは、一冬に 1 回くらいインフルエンザにかかる。そのくらい広がり大きい病気であるといえます。

しばしば言われるのが、インフルエンザとかぜと一体、どっちがどうなっているのか。インフルエンザはかぜではないと試してみたり、インフルエンザはかぜだと言うわけですが、普通のかぜはいろいろな字を書きます。風の「風邪」、感じる「感冒」、寒い「寒冒」、少し医学的になると「急性上気道炎」。そしてインフルエンザのほうは、「流感」(流行性感冒)と言ったり「インフルエンザ」と言ったりしています。

どういう区別をするかということ、かぜというのは鼻水が出て、くしゃみが出て、咳が出て、少し熱が出て、寒気がする。軽い症状が出てくるわけですが、これが典型的なかぜの症状です。

かぜの原因となるのは微生物の感染が代表的です。これはたくさんの細菌やウイルスがあります。インフルエンザウイルスもその中の一つです。したがって、インフルエンザウイルスの感染を人が受けると、軽いかぜの症状が出ることもある。

軽いかぜとインフルエンザは区別が付きません。しかし、多くのインフルエンザというのは、こういう軽い症状ではない。

軽い症状だけではなくて、急に出てくる高熱であったり、手足が痛くて足腰が痛い、だるくてしょうがない。皆さん、ご経験のところだと思いますが、極めて症状が強いのがインフルエンザの特徴です。したがって、重いかぜと普通のインフルエンザは、これも区別が付きにくいということがあります。しかし、いろいろな種類のウイルスによって起きるかぜと、インフルエンザとどう違うか。

インフルエンザはまず肺炎を起こしやすい、特にお年寄りです。それから、脱水症。小さい子供さんは熱性痙攣を起こしたりします。最近の日本では、小さい子供さんに急性脳症という合併症があるといったことも分かっています。普通のかぜでは、かぜもこじらせれば肺炎になるといいますが、その肺炎を起こす割合、熱性痙攣を起こす割合、急性脳症を起こす割合はるかに高いというのが、インフルエンザです。インフルエンザは毎年毎年はやるわけですが、中くらいの規模でも、かなりの人が感染して、インパクトが大きい。中には肺炎を起こす。高齢者のかたでは、亡くなるかたも出てくる病気といえます。

少しついでの話ですが、これは横綱の谷風です。どなたも谷風というと、天下の横綱だというのは思い出されると思うのですが、谷風が一度悪性のはやりかぜにかかって、本場所を休んだという記録が昔ありました。江戸時代の人達は、「谷風もやられたはやりかぜ、谷風のはやりかぜだ」というので、はやりかぜ、悪性のかぜが来ると、「谷風が来た、谷風が来た」と言ったそうです。この谷風は恐らくはインフルエンザで、江戸時代の頃から周期的にものすごく激しい病気が来て、多くの人が悩んだという歴史でしょう。

インフルエンザは昔からあるわけですが、最近話題になったSARS、これは昨年の中頃から大騒ぎになって、1年たつとみんな忘れてしまっているようですが、まだまだこれも忘れてはいけない病気です。

ここにインフルエンザの特徴とSARSの特徴というようにして挙げてありますが、インフルエンザは見上先生のお話にもありましたように、潜伏期間、うつってから症状が出るまでの期間が1～3日で、非常に短い。SARSは10日ぐらいあります。平均的には5～6日ですが、その感染力を見ると、インフルエンザという病気は症状がない、1～3日間の潜伏期間の間は、感染力は非常に低くあります。SARSの場合は、幸いに症状のない期間の感染力は、ゼロといっていいくらいです。しかし、インフルエンザは3日目ぐらいで、スポンと高い熱が出るのですが、それと同時に人への感染は強くなります。熱が来て、ぞくぞくときた時には、もうほかの人にうつしている。

SARSの場合は、熱の出た初日、2日目、3日目というのは感染力は極めて低いわけですが、その経過を見ると、2～3日でインフルエンザはだんだん熱が下がりますが、それとともに感染力は落ちていきます。しかし、SARSのほうはだんだん感染力が強くなってきて肺炎を起こして、熱から10日目ぐらいの時には、ピークになってきます。し

たがって、SARSの場合は少し様子を見て、早くその間に診断をつけて入院をしていたければ、それほど広がらないのですが、インフルエンザの場合は、熱が来たなと思ったら、もうほかの人にうつしているの、あちこちでいつの間にか広がってしまう。そういうパターンを取ります。

インフルエンザは、例えばくしゃみとか、こうやってしゃべっているしぶきとか、そういうところにインフルエンザのウイルスが入っていて、まかれてしまいます。感染する距離は大体、1～2mぐらいと言われます。もちろん、例外的にもっと遠くまでいく場合もあるのですが、全体的には1～2mぐらいの幅で感染します。したがって、私が今日インフルエンザで熱を押して出てきたとすると、前の席のかたがようやくうつるか、うつらないくらいというところで、そんなにひどく距離は飛ばないのですが、うつったが最後、隣の人とはまたすぐ隣の人というように、感染がどんどん広がります。

スライドはインフルエンザについて年齢別に患者さんの数、死亡数ということで表しています。患者さんの数でいけば圧倒的に多いのは子供に多いのがインフルエンザです。成人になるとその数はだんだん少なくなるのですが、しかし、いったんかかると非常に死亡する数が多くなってくるのは、高齢者です。したがって、インフルエンザが流行すると、子供達の間で大流行が起こり、そして、亡くなるかたは高齢者で多くなる。また、一部子供さん残念ながら亡くなることがあるので、インフルエンザという病気は、放っておくわけにはいかない。そして、たとえ死亡率が低くても、国民の10人や15人に1人ぐらいはかかるわけですから、その被害の数というのが非常に大きいので、このインフルエンザに対する警戒はする必要があります。

そして、インフルエンザの原因ですが、かぜはたくさんのウイルスがあると申し上げましたが、インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染です。人のインフルエンザは、今流行しているのは大きく分けると三つあります。C型はあまり目立たないので、多くはA型、B型。そして、A型の中はソ連型、香港型と2種類に分けられます。このソ連型のことをH1N1。先ほど見上先生がおっしゃったウイルスのトゲトゲの名前ですが、それがH1N1という名前がついて、香港型というのは、H3N2というトゲトゲがついています。これが鳥型ですと、H5とかH9という名前がついてきますから、人と鳥とは

全く違うインフルエンザウイルスの構造であるといえます。

流行しているインフルエンザウイルスは、三つあると申し上げたのですが、それはいろいろな組み合わせをするものです。例えば去年は、B型とH3（香港）の二つが1：3の割合で組み合わせられていました。今年はB型が非常に少なく、香港が大多数なのですが、一昨年で見ると、これがソ連型と香港型とB型が、3分の1ずつ占めているような割合です。これはシーズンによっても違うし、国によって違います。

これは、去年のインフルエンザですが、世界の地域によって香港、ソ連型、B型の組み合わせは、それぞれ違います。しかし、いずれも外側から見た症状は全部インフルエンザで、同じような症状に見えるわけですが、その中の細かいウイルスの流行が違ってきます。

この三つのウイルスが流行している中で、新しいインフルエンザウイルスが来るのではないかとわれています。新しいインフルエンザウイルスは、人にとって新しいインフルエンザウイルスという意味ですが、これはほかの動物が持っていることがあります。動物もそれぞれ違うインフルエンザにかかります。その動物のインフルエンザが人に来れば、人にとっては新型のインフルエンザになるわけです。したがって、人にとっては、H1N1のソ連型、H3N2の香港という、このHNの組み合わせの、ほかの新しい組み合わせのインフルエンザウイルスがそのうち来るかもしれないと言われています。しかし、これがいつ来るのか。これは残念ながら、科学的に分からないのです。

今までも新型インフルエンザは、人間社会に現れています。つまり、時々ゴロッとインフルエンザは形を変えてしまう。見上先生の表にもありましたが、かつて1900年代の初めに、スペインかぜという名前がついた新しいインフルエンザウイルス（H1N1）が人間社会にやってきて、1000万人～4000万人が死亡したという記録があります。

そして、これが大流行すると、だんだん流行は少なくなっていくわけですが、そうするとまたインフルエンザは新しい形に変わる。これが1957年アジアかぜ（H2N2）に変わりました。そして、1968年に香港かぜ（H3N2）があらわれて、100万人から400万人死亡していますが、これが現在流行している香港型です。途中から、これとは違うソ連型

が加わり、現在に至っています。1968年から今まで同じ形がずっときているというのは、日本人、例えば15人や20人に1人感染しているとはいえ、随分少なくなってきたわけですが、しかし、これを10人中10人、100人中90人ぐらい感染させたいと思えば、こちら辺でそろそろ新しいインフルエンザに変わりたいというのが、インフルエンザウイルスがきっと、ずっと思っているに違いないということです。

ところで、鳥には鳥のインフルエンザウイルスがあります。特に渡り鳥がインフルエンザウイルスを持っていると、それがニワトリに感染をしてしまうことがある。渡り鳥は症状がありません。しかし、ニワトリにインフルエンザウイルスがうつってくると、ニワトリは病気になることがあります。そして、これが不思議なことに、豚という動物は鳥のインフルエンザをもらってしまう。先ほど、受容体ということをおっしゃっていましたが、かぎとかぎ穴の相性がいいので、鳥のインフルエンザをブタはもらってしまう。

しかし、ブタという動物は、人のインフルエンザも受けてしまうようなかぎ穴を持っていて、両方のインフルエンザウイルスを偶然に引き受けてしまうことがあります。極めてチャンスは少ないけれども、もし両方のインフルエンザウイルスが感染してしまうと、ブタの体の中で、鳥と人のインフルエンザのあいこのウイルスができるのです。

このあいこのウイルスは、人にとっては全く新しいウイルスになるわけですから、人に感染すれば、あっという間に多くの人にとって新型インフルエンザウイルスとして流行してしまいます。

香港ウイルスができたときは、多分このようになっているのではないかとされているわけですが、したがって、人側のほうから見ると、鳥のインフルエンザがどういう動きをするか。それがブタに感染するかしないかということは、人に来ることをなるべく早く予想するということが重要になります。

もう一つ。新型インフルエンザが登場するのに、鳥から直接人へ来るということは以前はないと言われていたのです。

しかし、ニワトリから人に直接行った事例が見つかりました。97年香港での出来事です。そして99年の香港、オランダの2003年、香港の2003年、ベトナム・タイの現在ということですが。鳥から直接来ることが極めて少数だけれども、ありうるわけです。

突然鳥に行ったのを、初めて人間が確認したのが1997年香港ですが、ニワトリの間で鳥型インフルエンザ流行し、養鶏場のニワトリがばたばたと死んでいた。その時に、人が18名感染し、6名が死亡しました。しかし、幸いなことに、これは人から人にうつることはないことが、遺伝子的にも確認されたのです。しかし、これがそのまま、先ほどのバリアの話で、鳥のインフルエンザがどんどん増えてくれば、この小さな穴でピョンと人のほうへ行く可能性がどんどん高くなります。

香港は、今までの鳥から鳥へうつるのを防ぐという意味のほかに、人に来る被害を少しでも食い止めておこうということで、ニワトリ150万羽の処分を行いました。そしてその後、人での感染はしばらくなかったのです。

もう一つ、鳥から人のほうへうつる理論です。

鳥のところで、突然人型の遺伝子に変わるのです。

そして人の間で広がる。しかし、遺伝子がもし鳥型のままであれば、人に偶然かかったとしても、それはまだ人の間で広がりが少ない。これがちょうど今の状況です。今というのはベトナムとかタイの状況は、遺伝子のひっくり返りはなくて、鳥インフルエンザウイルスは鳥にかかりやすい遺伝子のままで、人にかかりやすいタイプへの変異はしていません。したがって、偶然にかかったけれど、人から人への感染は少数にとどまっているということです。

そしてもう一つ、これは危惧されているところで現実には起きている話ではないのですが、

人間が鳥のインフルエンザウイルスをたまたま受けたときに、ちょうど人もインフルエンザが大流行中で、人のインフルエンザもこの人に同時に感染すると、先ほどのブタと同じように、人の中で人と鳥のインフルエンザの遺伝子が組み合わさって、新しいあいのこ

インフルエンザウイルスが出てくる可能性があるのです。

しかし、これも幸いに今のところ理論的にはありうるということです。しかしこれらの方法で、トリのインフルエンザはやがて人に来る可能性があるので、人への広がりを食い止める必要があります。少しでもその時間を延ばし、被害の拡大を広げないためには、鳥から人への感染をなるべく早く防いだほうがいい。大量になるのを防いだほうがいい。バリアをなるべく今のままで取っておいて、小さい穴は小さい穴のままで取っておいて、スポンと大きくならないようにするというのが、今の必要なことで、今にもすぐに鳥のインフルエンザが多くの人に感染するという意味ではありません。

最近の鳥型インフルエンザは、香港、韓国、そして現在の状況にあるのが、ニワトリの間で、H5N1というニワトリにとって猛毒のウイルスがはやっているのです。それが残念なことに、我が国で山口、大分、そして京都で起きたのですが、いずれのH5インフルエンザウイルスも鳥型の遺伝子であるということは確認されています。つまり、鳥型から人型に置き換わってはいないから、人から人へ感染が偶然にくることはあるかもしれませんが、流行する、誰でも容易に感染するということはあり得ない。そして、今のうちに抑えれば、人への影響は少なくすむと言えます。

本当に人間のほうに、バリアを越えてきてしまったというのは、先ほどもお話ししましたように、非常に数は少なく、H5ということであれば香港の18例中の6例、SARSのきっかけになった話なのですが香港で昨年2例、そして、昨年から今年にかけてベトナム、タイで34名の感染者と23名の死亡者が出たものです。いずれも幸いなことに、鳥から人への偶然の感染でとどまっていた、感染が人から人には広がっていない。遺伝子も鳥型でとどまっているようです。

これらの感染を受けた人達はいずれも病気になった鳥と濃厚な接触をしている人達で、食品からうつったという例は、今までに1例も報告がありません。

そのほかのタイプとしては、H7という鳥型インフルエンザウイルスにオランダで八十数名の方が感染して、1人が亡くなっています。この時も養鶏場で処分に当たった方が結膜炎を起こした。あるいは獣医さんが1人亡くなっているのですが、ニワトリに極めて濃厚な接触をしている人での感染で、その周辺に広がりはなかったということです。一家族

だけ人から人に、ひょっとすると結膜炎がうつったのではないかというのがありますが、これはまだ未確認です。

鳥型のインフルエンザがもし直接人に来るのだと考えますと、いずれも、感染経路は呼吸器、つまり息を吸って吐いて、直接肺のほう、あるいはのどのほうへ行くという感染経路です。そして、その感染をした人達は、病気の鳥との排泄物や体液などと直接接触している。あるいは1 m、2 mという単位の非常に近距離での接触が考えられています。例えば糞がバツと舞ったりすると、そこで作業している人は、感染のリスクは一般の方よりも高いとは言えます。しかし幸いに、ベトナムも、我が国でも、あるいは韓国でも、そういう病鳥の処分などにあたった人から、今のところ感染が出ていないということは、遺伝子が違うことも含めて、今のところいい情報です。

どれほど、日本と状況が違うか。写真はベトナムの農村ですが、我が国の養鶏も昔はこんなもので、私が子供の時は農家へ行きますと、鳥があちこちで飼われていました。おじさんとおばさんが庭で鶏を多数飼っています。

そして、裏庭の鳥小屋です。囲いはしてありますが、その中で死んでいるニワトリと生きているニワトリが一緒になって、そしてどんどん感染を広げている状況です。もちろん野鳥などとの接触も多くみられます。

これは香港ですが、香港では決して肉屋さんに行きに行くのではなくて、鶏肉を買いたい人は肉屋さんに行って鳥を買って来ます。その買った鳥を家で処分、あるいは料理店で処分しますから、もし病鳥がこの中に紛れているとすると、一般の人が病鳥と接触しやすい状況となります。この辺で流通の問題がきちとなされていれば、食品からの感染はないわけですが、こういう状況はやはり一つの危険性が高いと言えらると思います。

そして、今のは直接の感染ですが、それでは、肉と卵に本当にウイルスはいないのかという問題です。肉と卵にウイルスは、いないから大丈夫だという言い方は間違った言い方で、肉・卵にインフルエンザウイルスが少量検出されたという報告はあります。あるいは、実験的に出ることもあります。しかし、病鳥は通常産卵をしない、あるいはしにくいこと、

そしてウイルスは少量であること、今までの経験で食品からの感染例はないこと。それらから、食品として入ってくる可能性は極めて少ないといえます。

しかし、生きている鳥を取り扱っているところでは、処理過程での注意が必要になります。処理店の内臓の取り扱いに特に要注意です。一言幸いに、熱にこのウイルスは弱い。幾つか方法がありますが、例えば75度1分であったり、56度3分30秒というのであれば、このウイルスは不活化し、ウイルスとしての生命はなくなってしまい、感染力はなくなります。

そして、仮に肉・卵の少量のインフルエンザウイルスが入ったとしても、こういった処理で一応消えるのですが、もし、少量のウイルスが含まれたものを食べたとしても、これは呼吸器からの感染症ですから、まず消化管から感染することは考えられない。

それから、もう一つの例でいえば、例えば日本、韓国で病鳥のそばに接触している人が感染していない状況で、極めて少量のウイルスが偶然に入ってきたとしても、これは感染する可能性が、極めて極めて低いことはお分かりいただけると思うのです。また、もし食べて入ってしまったという、これも見上先生のご説明にありましたが、胃の中には酸というのがありまして、こういった酸があると、インフルエンザウイルスは不活化されますので、これも一つ、ストップがかかることになります。

しかし、胃酸が低下しているような、例えば胃潰瘍で切除したような方、あるいは、酸をブロックするような薬を飲んでいる方の場合は、少量のウイルスが入ったとしても普通は胃から感染しないのですが、それでも心配だという方はおられると思うのです。そういった場合は、加熱をすればウイルスは不活化されますので、その心配もなくなる。

ということで、人に食品から来る可能性は極めて少ないわけですが、心配な場合の処置としては加熱するということがあります。それにしても、人間のほうの健康で言うなら、汚染した鶏肉や卵は、やはりわざわざ市場には出回らないほうがいいわけです。しかし、市場に出回らない方が良いというのは直接の人への影響というより、もし汚染鶏肉・卵からウイルスがあったとすると、そこから環境に広がっていくことがありますので、そのチャンスを減ずるという意味の方が大きくなります。したがって、先ほどのバリアの話で、鳥側でウイルスが増えた時に、ポンと人のほうに来るわずかな可能性とともに、その前に鳥にどんどん広がってしまうというのがあるので、早い段階でウイルスを少なくしておくことは必要であるということになります。

現在、人において鳥インフルエンザは、どういう影響があるかということです。人側から見た場合、少なくとも鳥でものすごい勢いで流行したところでは、たまに人感染が確かに出ました。ベトナム、タイであったわけです。しかし、多くの人に与える影響という意味では、極めてまだ小さいわけです。

しかし、これをもう少し長い目を見た場合には、たくさんの人がかかるインフルエンザは、いつか新型インフルエンザに変わってくる。そのきっかけとしては、鳥の中で非常に大きい流行があれば、それが人のほうに来る可能性が高まります。新型インフルエンザとなると今の10人、15人に1人かかるよりも、もっともっと多数の人がいっぺんにかかる可能性があります。そうすると、患者さんの数が増え、入院の数が増え、高齢者の間での死亡者が増え、あるいは子供さんでの脱水、痙攣といった数も増えますから、なるべくその元となるものの広がりを早く止めたほうがいいというのが、人側からの考えです。

鳥のインフルエンザが流行すると、導火線に火がついて今にも花火がボンと飛びたつように新型インフルエンザが出てくる状況が今、という誤解があるようです。確かに、新型インフルエンザのきっかけになるので、これは絶対無視はできないのですが、その導火線は、まだ少し長い。したがって、ずっとブスブスと燃え始めている今のうちに、いろいろな手をうち、また、鳥の間での流行を早く食い止めておけば、もしかすると、この火は消せるかもしれない。そういう状況であると思います。

SARSの時に、私と前の所長（竹田美文先生）で本を書いたのですが、その中に寺田寅彦という科学者で随筆家が書いた言葉を引用しました。寺田寅彦は、ものを怖がらなさすぎたり、怖がりすぎたりするのはやさしいけれども、正當に怖がることはなかなか難しいと言っています。鳥インフルエンザも、十分に注意をしなければいけないところで、正しく怖がることをできるかどうか、これからきちんと対策ができるかどうかの問題点であり、また、安心して生活できるだろうというところの、ポイントになるのではないかと思います。

スライドのような風景を早くなくしたいとは思いますが、これはニワトリが私達のための犠牲になってくれているということではないかと思います。

ありがとうございました。

質疑応答

(司会) どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの講演と先ほどの見上先生の講演に関して、会場の皆様からご質問を頂きたいと思います。係の者がマイクを持っていきますので、その場でご起立いただき、質問されるかたは、お名前とできれば所属、そしてどちらの先生へのご質問かをおっしゃってからご質問ください。なお、できるだけたくさんのご質問にお答えしたいと思いますので、ご質問は簡潔にお願いいたします。

では、ご質問されたい方は、挙手をお願いします。では、真ん中の前から4列目の男性の方にマイクをお願いします。お名前と、できれば所属をお願いいたします。

(坂本) 京都の生協の連合会の事務局長をしております、坂本です。

今日は、食のリスクコミュニケーション講演会ということで、大変時宜にかなった講演会を開催していただいたことにつきまして、感謝を申し上げたいと思います。

私ども京都の生協でも、大変大きな影響があります。発生農場から半径30km以内のところに、10の提携の農場があり、羽数にしておよそ49万羽がおりまして、卵を出荷できないという状況になっています。

よく新聞では、商品についての風評被害が言われるわけですが、私は、人に対する風評被害も発生しているように思っています。岡部先生に答えていただくのがいいかと思いますが、今日お話を伺って、今回の遺伝子型においては、人から人への感染は起こっていないのだということで安心したわけです。私ども生協にはいろいろな方がいますので、いろいろな質問があるのです。それぞれ、ていねいにお答えしなければなりませんので、四つほど、どんな声があるのか、ご紹介して、あほらしいことと思うかもしれませんが、お答えいただければと思っています。

一つは、大体養鶏家のご主人が多いわけですが、これが半径30kmの中にあって、ひょっとしたら感染している鳥がいるかもしれない。そういう中で、濃厚に接触しているご主人が、家族と普通の暮らしをしていいのだろうか。リスクが非常に多いのではないかと。少し離れた暮らしをすべきではないのか。これが一つです。

(岡部) すぐ忘れてしまうので、一つ一つでよろしいですか。

その方が、もし症状が出た場合には、普通のインフルエンザとなかなか区別ができないので、検査ができる医療機関に行っていただいたほうがいいと思います。ただ、幸い 97 年の香港と違って、日本では早くインフルエンザだというのが分かるようなキットができてきている。それから、もしインフルエンザ A 型だと分かれば、トリ型に限らず、現在は治療薬がありますので、前の状況あるいは諸外国の状況とは随分違います。むしろ、怖くてうちでじっとするというよりは、早く医療機関に行っていただいたほうがいいですし、症状が出ない間は感染力はないので、普通に生活しても差し支えないと思います。

(坂本) 症状が出なければ問題がないということですね。

二つ目の質問です。インフルエンザにかかると、お年寄りと子供に対する影響力が大きいということで、実はこれこそ風評被害の典型だと思うのですが、養鶏家の子供さんが学校に行かれています。もしも感染しているかもしれないので、リスクがあるのではないかと。学校に行くのはいかがなものかというのが、二つ目です。

(岡部) 症状が出ないうちの感染力はないわけですから、やはりその可能性はありません。きちんとそのようなことを説明することは、教育上の問題でもあります。

(坂本) 3 番目の質問は、今、養鶏家が非常に困っていて、それぞれどういうことをしたらいいのか、みんな分かっていないのですね。それで、近所の養鶏仲間と一度集まって、どんな状況にあるのか、どういう対策を打つべきなのか会議を開きたいと。これはリスクが大きいことなので、そういう場を設けないほうがいいのではないかと。こういうご意見があるのですが、いかがでしょうか。

(岡部) S A R S の時に、やはりそのような話が出まして、多数の人が集まる。それは人の間で流行が広がり始めた時には、人の間で広がっては困るので、たくさんの方が集まらないほうがいいというのはあります。しかし、現在の段階は、むしろそういうところで相談をしていただいて、対策をフェイス・トゥ・フェイスでやっていただいたほうがいい。つまり、人では感染がしていないわけですから。症状のない方どうしでの集まりは全く問題がないと思います。しかし、熱が出ていれば、もちろん、お休みいただかなくてはなりません。

(坂本) ありがとうございます。それで回答済みなのですが、4番目に、今起こっているのは、京都の中で起こっていることなので、京都の養鶏家はひょっとしたら感染しているおそれがある。京都の養鶏家と他府県の養鶏家は、一堂に会しないほうがよいのではないか。リスクが多いのではないか。

(岡部) ニワトリを持って行って一堂に会するのは、おやめになったほうがいいと思うのです。人だけであれば、高熱の出ている方は大体寄り合いなんか行けませんから、そういう方を除いて、症状のない健康な方どうしの集まりは、むしろ差し支えないと思います。

(坂本) 愚問もあったかと思いますが、ていねいにお答えいただきましてありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。

それでは、もう一方、ご質問ございます方、挙手でお願いいたします。

では、女性の方、どうぞ、ご起立をお願いいたします。

(山中) 安全食品連絡会の山中と申します。

質問は、どちらの先生にお答えいただいてもけっこうなのですが、今の養鶏はウインドレスで、2日に3個卵を産ませて過密飼育していますね。私は平飼いの卵のほうを買っていることが多いのですが、工業的な養鶏がウイルスの感染にかかりやすいとか、今後どういう養鶏が望ましいかをお聞きしたいのです。

もう一つは、餌の中に抗生物質が入っていると、ウイルスが変異しやすいと書いてあるものがありましたが、そのことです。

三つ目は、『週刊現代』に、ネコにも感染したというのがありましたが、そういうことについても教えてください。

(司会) では、見上先生、よろしくをお願いいたします。

(見上) 質問を忘れるといけないので、あとからの順に。

猫に感染したかどうか。あれは、タイかベトナムでライオンがどうの、ネコがどうのこ

うのという話であって、学問的にというか、文献上はそういう事実はありません。だから、今のところは学問的には、感染したという事実は全くないです。ネコ科の動物が、そんなに簡単にいろいろな他の動物のウイルスが感染するようだったら、ネコ、ライオンの存在は、この地球の世の中からはずいぶん早いです。というのは、ああいう動物は、動物の肉を食べて生きているのですから。

二つ目の質問は、抗生物質を使ったらウイルスが変異するのではないかという話ですが、ウイルスは抗生物質で変異しません。ウイルスと細菌は大きな違いで、そういうことはありません。

それから最初の質問、ウインドレスがいいか平飼いがいいかというのですが、日本の消費者が安い卵を欲しかったら、しょうがないことなのです。ウインドレスで飼うと2日で3個というのは、そういうことを書いたり、先ほどの耐性菌の話でも書いて一生懸命、商売している人に乗せられている可能性もあるということです。ということは、2日で3個卵を産むことは、まずないです。そんなにいっぱい卵を産む鳥はいないです。ですから、そういうことを書いて、それを信じる方がいることは非常に残念なことだけれど、書く人がうまく書けばみんな信じてしまう。要するに、売れば、書く人は何でも書くという話です。

ですから、要するに、ウインドレスで飼って、それが鳥の生理的にどうのこうのという話ですが、ウインドレスで飼ったほうが、温度のコントロール、風のコントロール、すべてのコントロール、それから野鳥のコントロールがきくので、むしろ日本がウインドレス鶏舎で飼うのが遅れているぐらいです。

ですから、結論的に言いたいことは、卵が3倍の値段でも皆様方が買えば、多分、養鶏家はそれをやるでしょう。これは経済にのっっている話で、私は食品の安全委員会の委員ですから、それ以上のことはお答えできませんが、それはそれぞれ個人がいかにお考えになるかによって、買う買わないは決めたらいいかなものかと思います。

(山中) それでは、実際に過密飼育の場合と、できるだけ自然体の飼い方の場合と、どちらが免疫力が強いのか、感染力がどうかということの実験はされていないのですね。

(見上) 卵を食べて、免疫力が高まるか高まらないかというお話・・・。

(山中) いいえ。ニワトリの免疫力です。だから、過密飼育は(病気が)流行すべうつりやすいですね。

(見上) いいえ、そんなことはないです。過密飼育で、もしニワトリがいっぱい死ぬようなことがあれば、飼う人はそんな方法は選ばないはずで。要するに、育種というのが世界中の人が何を求めているかなのです。省力化、手間を省いてどれだけ経済的な効果を上げるかというのは、これは現在の社会です。それがいい悪いは、私は一言も言っていません。

ただ、免疫となると、また別の話です。ウインドレスの鳥が免疫力がなくて、平飼いの鳥が免疫力があるというお話も、また別の話です。平飼いでいくと、コクシジウムみたいな病気にどんどんかかります。要するに、原虫です。糞の中で、腸管で増殖するニワトリの病気があるのです。それを称して腸炎という方がいるかもしれません。ですから、ニワトリの免疫力が、平飼いがよくてウインドレスが悪いという話は、聞いたことはありません。

(山中) ありがとうございます。

(司会) ありがとうございます。では、最後のご質問とさせていただきますが、ご質問のある方いらっしゃいますか。では、少し後ろ、眼鏡をかけた男性にお願いいたします。

(竹村) 奈良県の健康増進課の竹村と申します。

岡部先生にお聞きしたいのですが、スライドに鳥インフルエンザは呼吸気道感染症で、腸管からは感染しないとありました。今の鳥は腸管に感染していますよね。人間は腸管から感染しないと、断言していいのでしょうか。それをお聞きしたいのですが。

(岡部) 鳥の場合と人間の場合では、病像も違いますし、レセプターの構造も違うわけです。したがって、人間の場合は、インフルエンザウイルスに関するレセプターを持っているのは呼吸気道であるので、理論上、腸管から感染することはない。

それから、そんなにたくさん実験をやっているわけではないのですが、例えば、鳥のインフルエンザの場合は、消化管でウイルスが増えるので、便から当然のようにウイルスは取

れますが、人間の場合にインフルエンザ様症状で下痢を起こすことがあっても、そのとき便からインフルエンザウイルスは取れません。そういったようなことから考えれば、断言というのは医学の世界で難しいのはご存じだと思いますが、理論的には非常に考えにくいことだと思います。

(竹村) どうもありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。それでは以上で質疑応答の時間を終了とさせていただきます。ここでしばらくの間、休憩とさせていただきます。なお、このあと報告会は15時15分から始めたいと思いますので、それまでにお席のほうにお戻りください。

・報告

(司会) 第二部報告会を始めさせていただきます。後半は鳥インフルエンザ問題に関連した状況の報告を中心に行います。会場の皆様からのご質問は、2名の方の報告がすべて終わりましたあとに、まとめてお時間を取っていますので、ご了承ください。

では、まず報告は「鳥インフルエンザ問題への国の対応状況」として、農林水産省消費・安全局、姫田尚消費者情報官よりご報告をお願いします。

それでは、姫田消費者情報官、よろしくお願いします。

報告 「鳥インフルエンザ問題への国の対応状況」

姫田 尚(農林水産省消費・安全局消費者情報官)

ご紹介いただきました消費者情報官の姫田です。農林水産省も、生産者の顔ばかり見ているということではなく、食品安全委員会を発足したのと同時に、消費者の視点に立って国民の安全を守っていこうということも含めて、消費者情報官を去年7月から新しく作りました。

お手元の「国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について」というペーパーに基づいてお話をします。

まず、「国内における」の前に、先ほど見上先生からも海外のお話がありました。海外については、高病原性鳥インフルエンザが発生した国からの鶏肉・鶏卵の輸入は禁止されています。ただ、これは厚生労働省は、検疫上の食品の安全性の観点からは禁止していません。そこはご理解ください。私ども農林水産省が、鳥に移ったら困るからというために、海外からの鶏肉や鶏卵の輸入を動物検疫上禁止しているという状態です。

しかも、加熱したらという話があり、日本とタイの間、日本と中国との間で、お互いの検疫条件を決め、タイで加熱したもの、あるいは中国で加熱したもので、きちんと我が国の動物検疫官が見て、その工場が加熱しているかどうかということが分かるものであれば、その工場から出てきた鶏肉や鶏卵について、加熱したものは輸入を許可しています。既にタイからは、加熱したものについては入ってきています。具体的に言うと、例えば鶏シューマイや、すでに焼き鳥になってしまったものについては入れています。そこは食品の安全性という観点から、止めているとは考えないでいただきたいと思うとともに、加熱すれ

ば安全という立場も確実に取っていることをご理解いただきたいと思います。

発生の経過ですが、その前に、先ほどの岡部先生の時にご質問がありましたが、養鶏農家が集まっていけないかという話です。養鶏農家の方は集まるときは、必ず朝、風呂に入り、服を着替え、靴は長靴ではなく新しい靴を履いて集まることをお願いしたいと思います。あとで感染源の話はしますが、感染経路として、一次的な感染経路は水鳥や家禽類が疑われますが、二次的感染となると、鳥インフルエンザだけでなく、ニワトリの病気は、人間が長靴の底につけて隣の鶏舎に持っていくという話がいちばん多いわけで、そこは十分注意していただく必要があります。特に靴、衣服がいちばん危ないということです、その辺はしっかりと風呂に入って、服を着替え、新しい靴で集まってください。

お手元に山口県における発生についてというのがあります。発生の経過というのは、皆さん、ご存じですが、平成16年1月11日です。79年ぶりだったので、まさかということがあったのですが、地元の保健衛生所が、人間のインフルエンザ検査キットで調べたらどうも怪しいということで、私どものほうの動物衛生研究所に連絡があり、調べたら鳥インフルエンザでした。

79年ぶりということで、具体的には防疫対応の状況です。

(1) 初動防疫措置として、発生農場について部外者の農場への立入制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施したということです。

また、高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動の制限をやりました。具体的に言うと、発生農場の鶏、そこにあった卵、鶏糞などを全部埋めました。

このときに、一般の方々から、どうして埋めるのか、焼却しないのかというご議論があります。

ただ、その場で焼却となると、ダイオキシンの問題があって焼却できません。

二つ目に、ダイオキシンの出ないような焼却場まで持っていくことになると、その途中で羽が散らばるとか、鶏糞が散らばるとかということがあって、鳥インフルエンザの感染をまき散らすことがあるので、これもできません。

三つ目として、ではまず下にシートをして、地下に硝酸態チッ素が漏れないようにして埋めることが、最善の策であろうということです。

先ほども、先生方からお話があったように、インフルエンザウイルスは、生きたものに

しかつきませんので、鶏の細胞が死んでしまったら、3日から、どんなに長くても1週間しか生きられません。そうすると、埋却することによって不活化されます。法律上は、埋めたら3年間は掘り返してはいけないということで、確実にできるということです。

皆さん方が埋めることに対して不安を持っておられるのは、多分、BSEのことを思っておられるのではないのでしょうか。BSEのプリオンは、土の中に埋めて5年後に掘り返してみたら、まだ生きていたことがあります。BSEのプリオンの性質と、鳥インフルエンザのウイルスとは、全然違うことをご理解いただきたいと思います。

具体的には、途中の農場に出入りするような飼料会社のトラックなども、出入りのたびに消毒しました。また、途中の道路にポイントを設けて、通る関係車両をさらに消毒したということで、周辺への感染の広がりが防げています。

2ページ目の下で、「2月18日の鳥インフルエンザ対策本部において、移動制限措置は2月19日午前0時までとすることを確認した」ということで、終結宣言しています。その間、具体的にはそれぞれの30km圏内の農場について、抗体検査、ウイルスの分離検査をしましたが、特に出ていなかったということで、確実に押さえ込めたということです。

それから、京都の話でもあったのですが、移動制限期間中に発生農家については法律で損失補填されるけれど、ほかの農家で移動制限によって卵を動かせなかったら、その価値は減少するし、売れなくなる。あるいは、加熱する加工用にしか売れなくなることがありました。その説については、国が2分の1の補助、県が2分の1補助するということで、両方で全額補填させていただいたということです。万が一、発生しても、届けることによって、周りの農家にも迷惑がかからないようにさせていただきました。これは2月3日ですから、京都が発生する前に確実にやっており、そのことを皆さんにお教えしたところです。

大分については、まじめなかたで材木商の奥さんと、農家でもないのですが、チャボが死んだということで、家畜保健衛生所にお話しいただき、緊急に同じように制限しました。ただ、このときは、3ページ(5)ですが、発生羽数が小さかったこと、その周辺にあまり養鶏農家がいなかったことを踏まえて、移動制限区域を半径5kmまで縮小しました。それから、(7)で3月11日に28日間が終わったので、移動制限を解除したということです。

どこから鳥が運んできて、あるいは何かの原因で発生することは、しかたがないことだと思っています。ありうることです。それをいかに押さえるかということでの優良事例かと思っていますので、これはいい事例だったと思います。

京都については、皆さんご存じのように、2月20日頃から異常を疑う多数の死亡が発生していたけれどもということで、それぞれの食鳥処理場などに出荷されていました。具体的には兵庫県、愛知県にということが書いてあります。

5ページ(5)に、カラスの話があります。これも最近、私どもが東京でお話を受けていると、うちのベランダにカラスが飛んでくるけれど、大丈夫だろうかというお話があります。今も先生方からお話があったように、カラスが確実に感染する、あるいは感染して死んだということも確認されていないわけです。いずれにしても、30km圏内、京都の圏内での発生事例ということで、カラスが運んでいる。あるいは、全国的にカラスがウイルスを持って運んでいるのではなく、どちらかという、丹波で肉を食べたカラスが持っているのではないかとということです。あまりカラス自身に対しても、過敏になりすぎないようにお願いしたいと思います。

そのあと、4例目というのがあります。また、3月11日にはすべての防疫作業が終了したということで、3例目についてももう間もなくということではないかと思えます。

最後のページに感染経路の究明についてとあります。ウイルスの遺伝子解析があり、山口、大分、京都のウイルスは近縁。それから韓国で昨年12月に分離されたウイルスは、遺伝的に近縁な関係があるということで、H5N1ということだけではなく、DNAのマーカーを使ってさらに詳しく調べたら、99%以上の適合率があったということで、ほぼ同じものであろうと。ただ、ベトナムやタイのものは、90%、97%くらいしか適合しないということで、これとは違うことが分かっています。

現地調査では、どのようにうつるのだろうかということですが、山口と大分については、海外に行ったことがありますかと関係者に聞いています。それで海外に行っていないということですので、それと三つ目の渡り鳥の調査ということで、いずれの3事例とも近辺に渡り鳥が集まる場所があったということですので、やはり2、3から考えて、渡り鳥の可能性があるのでないかということです。

一方、風評被害を防ぐということで、いろいろなことをやっています。最初にあいさつしました近畿農政局、農水省、厚労省を挙げてスーパーなどに行かせていただき、京都産を使っていない、山口産を使っていないということについて、そういう表示を止めていただくようご理解をいただくということもやっています。また、関係省庁10省庁が集まって対策会議をやっています。その中で学校給食に使わないという面についても、使っていただくよう働きかけをやっています。

そういうことも含めて、「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」というものがあります。これは3月9日に出したペーパーです。「鶏肉・卵の安全性について」、それから「鳥インフルエンザの人への感染について」、「飼っている鳥、野鳥が死んでいるのを見つけた場合等について」ということで、国民の皆様幅広く、食べて安全だということ、鳥インフルエンザそのものについて、皆様方にお話しさせていただいています。

それだけでは物足りないなとおっしゃるかたには、農畜産振興機構から「鳥インフルエンザについてのQ&A」というものがあります。我々役人が言うと、どうもうさんくさいということが多くありますので、これは農畜産業振興機構という農林水産省の外郭団体の特殊法人が作ってくれました。それぞれの動物衛生研究所、国立感染症情報センターのそれぞれで書いたQ&Aを、ホームページに載せてあるものを一つのパンフレットにして分かりやすく説明したものです。

1ページのQ2では、どのような病気ですか、どのような動物が発症するのですかということが書いてあります。あるいはQ4で、ウイルスが海外から日本に侵入するルートにはどのようなものがありますか。また、農場へ侵入するルートについて、鳥用のワクチンがという話がありますが、具体的にはワクチンは今使える状態にはないということです。人に感染することがありますかというのはQ7で、それぞれ皆さん方の不安に答えるものとして、このパンフレットを配らせていただいているというのが、現在の状況です。

今日もこの一環として、各省庁が集まって説明会をさせていただいています。今後、必要に応じて説明会をやっていくなり、様々な取り組みをやっていきたいと思っています。それでも心配だということであれば、私どものほうに直接お電話を頂いて聞いていただくということでの消費者相談窓口も設けています。ぜひ、お使いいただきたいと思っています。簡単ですが、私からのご報告とさせていただきたいと思います。

（司会） ありがとうございます。

続きまして報告 「食鳥検査について」と題して、森田正和、京都市保健福祉局生活衛生課担当課長よりご報告をお願いします。

森田課長、よろしくをお願いします。

報告 「食鳥検査について」

森田 正和（京都市保健福祉局生活衛生課担当課長）

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただいた京都市保健福祉局生活衛生課担当課長の森田と申します。先ほど来、お話がありましたように、京都府の丹波町において鳥インフルエンザが確認されてから、京都市においても、直ちに市長を本部長とする対策本部を立ち上げ、市民の皆さんからの多くの相談に対応するために、相談窓口を作っています。

その中で、当初は、鶏肉を食べても大丈夫か、鶏卵を食べても大丈夫かという食の安全に関する相談が過半数を占めていました。そういうことで、今日は食鳥肉、特に鶏肉が市場に流通していますが、これが流通する前に、病鳥は流通させないという観点で食鳥検査が行われています。その検査について、報告をさせていただきたいと思います。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律という、ややこしい名前の法律がありますが、この概要について少し簡単に説明します。

食鳥処理を営もうとする営業者に対しては、法律で規制されています。

一つは、許可を受けなければなりません。都道府県であれば都道府県知事。また、保健所を設置している京都市のようなところであれば、市長の許可が必要です。許可を受けるためには、安全に食鳥処理を行うため、法規で定められた構造設備基準が満たされないと許可が下りません。

許可を受けてからは、安全に衛生的に食鳥処理を行うために、衛生管理基準が法律で定められています。これもクリアしないとだめで、これも営業者に遵守すべき基準として義務づけられています。

それと併せて、構造設備を満たしたところで、しかも衛生基準をクリアしながら、食鳥処理を行うのですが、食鳥処理を行ったとしても、食鳥検査を経なければ一切、食鳥処理場から食鳥肉類を流通させてはいけないという仕組みの法律です。

食鳥検査の具体的な説明をする前に、用語の説明を最初にさせていただきます。

「食鳥」というのは、法律によって、ニワトリ、アヒル、七面鳥。これは消費者が比較的入手しやすいもの、大量に消費されるものとして、現在、我が国では、この3種類が食鳥検査の対象になっています。

「食鳥とたい」というのは、聞き慣れない言葉ですが、これは生きた鳥をとさつし、羽を除去した食鳥であって、内臓はそのままお腹の中にある状態のものです。

「食鳥中抜とたい」は、あとで出てきますが、食鳥とたいから内臓を摘出したものです。

先ほど、許可を受けなければならないと言いましたが、「食鳥処理」とは、生きた鳥(生鳥)をとさつし、羽を除去し、内臓を摘出することです。こういう行為をするためには、許可を受けなければならないことを、ご理解いただきたいと思います。

食鳥処理工程は、どんな工程で食鳥が解体されて、市場に流通するかということについて説明します。まず、それぞれの養鶏農家で育てられた鳥は、生きた状態で食鳥処理場に入ってきます。そこで、第1段階の検査を経て、合格したものが、とさつされます。とさつについては、シャックルというベルトコンベアのようなものにつり下げられた状態で、頸動脈を切って放血をします。完全に放血すると、次に湯漬といいますが、お湯に漬けられます。これは62~64 くらいのお湯で、羽の微生物汚染などをここでできるだけ除去し、また脱羽がしやすいようにする工程です。

続いて、脱羽機という機械に入れられて、食鳥のとたいが羽をむしられた状態になります。そして、62 のお湯に漬けていますから、冷却し、併せて洗浄します。次に第2段階のとたい検査を行います。そこで合格したものが、内臓の摘出という段階に進みます。内臓が摘出されると、内臓を摘出した中抜とたいと内臓とに対して、第3段階の最終の検査が行われます。そして、この段階では次亜塩素酸系の消毒剤で殺菌もされます。そして冷却されて、やっと安全な食鳥肉として流通することになります。こういう流れで食鳥処理が行われるわけです。

もう少し食鳥検査を詳しく見ていくと、食鳥検査を行うのは獣医師です。食鳥検査員として指定された獣医師が行います。

まず、排除しなければならない病気ですが、これは法律で定められており、約40ほどあります。その中には細菌やウイルスによる感染性のもの、非感染性のもの、合わせて約40 くらいのもので、排除すべき病気や異常として規定されています。

その検査の方法ですが、獣医師が食鳥検査員として食鳥検査を行います。その場合には、臨床的に診断を行います。例えば、目で見て十分に観察し、あるいは硬さを触ってみるなど、臨床的に判断をします。どうしても臨床的に診断がつかない場合については、検査室にサンプルを持ち帰って、組織検査、病理検査、微生物の培養検査などを行うこともあります。

まず生鳥が養鶏農場から食鳥処理場に入ってくると、入ってきた養鶏農場ごと(ロット)に食鳥検査員が観察を行います。養鶏農場で同じ条件で育てられて、同じ日に出荷したも

ので、餌も同じ、水も同じ、育てる条件も同じものを同一ロットと判断して、ロット全体を食鳥検査員が観察し、異常があれば排除します。例えばこの段階で、死亡率が非常に増加している。通常でしたら、1000羽中、多くても数羽以内です。これは運搬上のいろいろな条件で死ぬことがあるのですが、それが30、40、50羽と死んでいる異常な状態であれば、この時点で排除されます。高病原性鳥インフルエンザも、排除すべき病気の中に入っています。

このように生体検査で合格したものが、次の第2段階のとたい検査に進みます。とたい検査については、ロット全体の検査ではなく、1羽1羽ごとに、食鳥検査員である獣医師が診断をします。とたいですから、羽が抜けてとさつされた、内臓が詰まった状態です。体表を中心に、異常がないかどうか、それを獣医師が判定します。皮下出血があったり、皮膚炎があったり、炎症があったり、そういうものは排除されます。

そして、第2段階のとたい検査に合格したもののみが、次の段階に進んでいきます。内臓が摘出され、内臓と中抜とたいに分けられます。この段階で、第3段階の最終的な検査を行います。これも食鳥検査員である獣医師が、臨床的に診断をし、中抜とたいでしたら、内側、体表、臓器を手で触ってみて、あるいは肉眼で見てみて診断をします。そして、食用として不適切な病気があれば、ここで排除し、この3段階の検査に合格して、初めて安全な食鳥肉として出荷されることになるわけです。

これらの3段階の検査で病気や異常が見つかったものについては排除され、法律的な措置がとられます。排除と言いましたが、一つはとさつ禁止です。これは生鳥の段階で、異常や病気が見つかった場合については、それ以上処理を進めない、「とさつ禁止」という措置がとられます。これは保留している場所があり、そこで留め置きということになるわけです。

さらに食鳥処理の途中で、異常や疾病が見つかったら、それ以上処理を進めてはいけないという「解体禁止」が行われます。

また、異常の程度が非常に重い、広範で全身に及んでいるという場合については、個体については「全部廃棄」というように措置の仕方が、法律で細かく定められています。

食鳥検査員は、適宜、そういう法律に基づいた措置を行って、結果として疾病、異常のある食鳥類はすべて排除され、安全な食鳥肉だけが市場に流通するというので、食鳥検査が行われているわけです。

さらに今回、高病原性鳥インフルエンザ対策として、食鳥検査の現場においても、国の

決定により、2点ほど新たな改善が行われつつあります。

一つは、食鳥検査申請書に報告書を添付。これは養鶏場において、早期に高病原性鳥インフルエンザを発見することが大切ですが、そのために今回の教訓から、一定規模以上の養鶏場については、養鶏している鶏の死亡状況を家畜保健衛生所に毎週報告することが義務づけられました。そのときの報告書の写しを、食鳥処理場に入ってくる検査申請書に添付をすること。そのことによって、食鳥処理場に入ってくる養鶏場の鶏の死亡状況が分かるわけです。つまり、入荷する生鳥に高病原性鳥インフルエンザが発症していないことが、処理場で確認ができる仕組みが取り入れられつつあります。

もう一つは、スクリーニング検査の実施です。先ほど、3段階の検査のうち、生体検査と申し上げましたが、獣医師が臨床的に判断をします。非常にたくさん死亡鳥が発生している、あるいは特殊な首の捻転など、神経症状が出ている、とさかや脚部が浮腫しているといった総合的な臨床所見で、これは高病原性鳥インフルエンザが疑われると判断するのです。

それらに加えて、非常に迅速に結果が分かるインフルエンザのスクリーニングキットがあります。30分以内くらいで結果が出てきます。それを併用することによって、さらに診断の精度を高めようということで、このスクリーニング検査も試行ではありますが、併せて実施するために、全国の自治体において、また京都市においても整備しているところです。

このように、食鳥検査を通じて、市場に安全な食鳥肉が流通する仕組みが、我が国では確立されているわけです。京都市においては、現在、大規模で年間90万羽くらい処理する食鳥処理場が1施設あります。そこで、食鳥検査員である獣医師が食鳥検査をして、病気がない食鳥肉が流通しているわけです。併せて、京都市では、京都市の衛生公害研究所の食鳥検査員と、保健所の食品衛生監視員が合同で、計画的にまた適宜、処理場において、法律に基づいて、適切に食鳥処理が行われているかどうか立入検査をして、食鳥肉の安全確保を図っています。

そういうことで、食鳥肉の安全対策を含め、今後とも市民の皆さんが、安心して食生活を送っていただけますように、全力で食品衛生対策に取り組んでいるところです。本日は15分という限られた時間ですので、十分な説明ができなかったとは思いますが、食鳥検査とはこんなものだというところを、ご理解いただければ幸いです。

ご静聴ありがとうございました。

質疑応答

(司会) ありがとうございました。それでは、これまでの2名の方々のご報告について、もしくは前回の講演に関して、会場の皆様からのご質問を頂きたいと思います。先ほどと同様に、係の者がマイクを持っていきますので、質問される方は、お名前とできれば所属、どなたへのご質問かをおっしゃってからご質問をお願いします。それでは、挙手をお願いします。

(島村) 安全食品連絡会の島村と申します。いろいろお話を聞いて、行政で衛生管理マニュアルなどを綿密に作られていると思いますが、京都での大量発生のおきには、鳥インフルエンザ予防対策や早期通達を、業者に指導する日本養鶏協会が機能しなかったことは、どういう原因があるのか。その後、これを踏まえていろいろ改善策を話されましたが、このなぞのところ、どうして機能を果たさなかったのか。しっかりとこうしたマニュアルも作られていると思いますが、そこところが不透明なので、教えていただきたいと思えます。

(司会) 姫田消費者情報官、お願いしてよろしいでしょうか。

(姫田) 日本養鶏協会というより、まず一つは衛生管理マニュアルは、消費・安全局ができて、昨年作ったところですよ。それぞれの家畜について、どのように衛生的な管理をしていったらいいかということで、これは養鶏協会というより、むしろ私どものほうから農政局を通じて、それぞれの都道府県にお渡しし、県のほうでご指導いただいています。

ニワトリのインフルエンザ防疫マニュアルも、あくまでも国の衛生管理課から、都道府県の畜産課で、国内の家畜の病気が起こった時の防疫対策ということですよ。それは初動の動作をどうやっていくかということでの防疫マニュアルということですよ。直接、養鶏協会が防疫をやるという組織になっているわけではありませんので、むしろ県の中でどういう防疫マニュアルがあるかどうか。むしろ府のほうでは、外部からの告発を受けて、きちっと対応されたと思っていますし、初動動作がということであれば、むしろ法律の中で、家畜の法定伝染病が起こったときに、どう対応していくか。当然、農家として大きな病気が起こったら、獣医さんに届けます。人間でも、大きな病気になったら当然お医者さんに行き

ますから、基本的なマニュアル以前の問題ではないかと思っています。

ですから、鳥インフルエンザの対策について、府のほうかうんぬんという話ではなく、確実にやっていただいたものと考えています。

(司会) 以上の答えでよろしいでしょうか。では、その他のご質問がある方は、挙手でお願いします。

(アザミ) コンシューマーズ京都の事務局長をしています、アザミと申します。京都で鳥インフルエンザが発生してから、1か月近くがたっているわけですが、今日初めて消費者として、どうして鶏の肉が大丈夫なのか、卵が大丈夫なのかというのを、詳細に聞かせていただいたと思います。それも含めて、いろいろな問題について、詳しくお話ししていただいて、本当にありがとうございます。

ただ、今まで研究してこられたはずですし、1か月の間にばたばたと考えられた、あるいはできたシステムではありませんので、当然、そういうことは関係者の間では分かっていたはずだろうと思われれます。ところが、京都府において、こういう問題が起こった段階で、鶏肉や卵を食べて人に感染した例はありませんという、その一言だけで、あとはホームページを見てくださいという対応の仕方しかされませんでした。

そのあと、私も消費者団体ですから、いろいろ調べて、食鳥検査や卵の洗浄の仕方などを聞いてやっと分かったところもあり、それでいろいろな質問に対して答えることもありました。その後、やはりせめて全市民、全府民に情報を流すべきだと言いつけていきましたが、この情報がやっと1週間ほど前に、京都市では保健福祉局から回ってきました。それから新聞で、京都府の全面広告がありました。これはホームページを見ろと言われるよりも、随分ありがたいことなのですが、さてここに書かれている内容は、全ページ使ってやった割には、ほとんど今の情報は入っていません。

京都市で出された、ここに問い合わせてくださいという文があるのですが、この中で鶏肉に関しては皆さん、ほとんど落ち着いているわけですが、今度は鳥が死んでいる場合にどう対応すべきかというところです。昨日の朝、鳥が死んでいるのを見つけた人が、くだんのところへちゃんと通報したそうです。これが通報したところ全然対応がだめで、宿直だったそうですが、分からないということだったそうです。その結果はどうなったか分かりません。

聞くところによると、東京都では、11日ごろに鳥インフルエンザ110番を開設して、24時間体制でやっているという話を聞いていましたが、そういう意味では京都府の対応は、あらゆる面で、後手後手になっていたような気がします。

これについては、もっと早くから農林水産省をはじめとして通達などを出して、こうすべきということを出していらっしゃることを、あとで知りました。それを見ても、十分に対応できていなかったということだと思います。私たちもそれを大変気にしており、もっと消費者を交えた、食品安全に対する対策の協議会のようなものを、京都府でも作らなければいけないのではないかと考えていたのですが、それに対して、まだ返答がないままで、十分なものになっていなかったと思います。

ぜひ、これを機会に、これからの鳥インフルエンザを検証するようなものを、きちんと作っていただきたいと思います。今度の鳥の問題は、食品安全基本法、食品安全委員会ができたあとに試された、初めての非常に大きなケースではないかと思っています。これは十分に機能しなかったとしか、言いようがないような気がします。そのところをきちっと検証していただきたいと思います。意見になってしまいましたが、お答えいただける場所がありましたら、よろしくお願いします。

(司会) 主に今後の対策をどのように考えていらっしゃるかということで、よろしいでしょうか。

(森田) 只今、アザミさんのほうからご指摘いただいた点は、我々行政で食品衛生対策などを担当する者として、まさしく大変重要な部分です。我々行政として、いろいろな食品の安全性にかかわる情報を保有しているわけです。昨年、食品衛生法が抜本的に改正され、リスクコミュニケーションということが義務づけられました。つまり、安全性に対して市民の皆様、関係者の皆様と情報を共有して、双方が意見を出し合って、安全対策をしていこうという仕組みができ上がって、まさに今年から本格的に動き出す、そういう契機の年でもあります。

京都市においても、リスクコミュニケーションの一環として、昨年12月に京都市食の安全推進協議会を立ち上げています。これは消費者の方、食品衛生の専門の方、あるいは流通業界の方などが集まった委員会で、京都市が行う食の安全対策について意見を頂こう。つまり、これもリスクコミュニケーションの有効な手段の一つとして動き始めたところで

す。まだまだこれから充実していこうという矢先に、この問題が発生し、ご指摘のように鳥インフルエンザに対して、市民の皆さんは非常にいろいろな不安感を持っておられたことは、相談窓口を通じてひしひしと感じています。

京都市でも、こういった正しい知識を市民の皆さんに知っていただくために、情報の全戸配布をしているところです。遅れているところは一部あるかもしれませんが、パンフレットが、各家に届いているところかと思えます。そういうことで、今ご指摘の部分については、今後の対策に十分に生かしていきたいと考えていますので、今後ともよろしくお願ひします。

(司会) ありがとうございます。では、その他のご質問をお受けしたいと思います。

(宮崎) 消費者団体の「芦の会」の宮崎といいます。食鳥検査についてお聞きしたいのです。とさつ禁止、解体禁止、全部廃棄というような鳥がどれくらいあるのですか。そして、異常のあった食鳥はどのように処理されているのかをお聞きしたいので、お願いいたします。

(司会) こちらは森田課長でよろしいでしょうか。お願いいたします。

(森田) まず、1点目です。京都市の場合は大規模な処理施設は、年間90万羽程処理する施設は1施設と、先ほど話をさせていただきました。その中で、年間不適と判定されて全廃棄されるものは、過去5年間の平均ですが、約2%前後です。廃棄されるものについては、先ほどの話の中にもありましたように、加工されて食品以外の用途に利用します。ただし、これは感染性のないものについてです。感染性のあるものについては、十分な消毒のうえ、廃棄処分されることとなります。処分方法については、先ほどから説明されているとおりです。

(司会) よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続いてのご質問をお受けしたいと思います。

(坂本) 京都の生協連の事務局長の坂本です。昨年、食品安全基本法ができ、その中で、

事業者の責務、国および自治体の責務、消費者の役割ということで、よく整理をされています。生協の場合も、事業者の側面と消費者団体としての側面があるので、食の安全、安心という課題に、どのようにアプローチをしていくべきかということで、去年以来、いろいろ考えてきました。

そういう中で、今年、京都府と京都市から食品衛生監視指導計画についてのパブリックコメントを求めるというのがあり、京都市の場合は2月20日、京都府の場合は3月1日が提出の締め切りということで、私もそういう作業をしてまいりました。やはり消費者としても、積極的に意見を提出することが、国全体の食品の安全安心につながるだろうということで作業をしてきたのです。

そういう中で、実は山口県で、鳥インフルエンザの発生が見られました。そのところで調べていくと、農水省のほうで、すでに9月の段階で、鳥インフルエンザに対しての防疫マニュアルを出されているということに気がつきました。それを読ませていただくと、幾つか問題があるなと私は思いました。というのは、山口県の場合は、発生地が日本海側のほうであったので、もしも卵とかの移動制限があるということになると、30kmの円を描いても、あまり他府県には引っかからないなと思っていたのです。

もし、京都でこれが起こると、どうなるのか。円を描いてみると、京都府の中では完結しないのです。ちなみに、ある方と京都府の真ん中で円を描いてみたのですが、やはり、兵庫県、大阪、京都の3県が引っかかります。場合によっては、福井県も引っかかるのではないかと。

こういうことで見てみると、いろいろな対策が都道府県が主体となつてと、マニュアルにはなっているので、これは、他府県にまたがってくると、自治体間の連携はうまくいくのだろうか、その時国はどのような役割を果たすのだろうかという問題意識がありました。実は2月20日付の京都市への食品衛生監視指導計画に対する意見の中には、すでに2月20日の時点で、「もしも京都の中で鳥インフルエンザが発生したら、どんな連携になるのですか。国はどんな役割を果たすのですか」という項目を入れてあったのです。京都府の場合にも出そうと思ったのですが、締め切りが3月1日でしたので、アップツーデートな情報を入れようと思ったら、27日に、第1報が来たので、27日の午前中に京都府には保健衛生部に持っていきました。

この間の経過を見ても、「鳥は足が早い」ということを、我々生協の職員も聞かされてきたわけで、そのとおりだったと思うのです。非常に鳥は早く動いていってしまったという

ことだと思しますので、この問題の広域性、それから非常に迅速なスピードで、感染が広がったとは申しませんが、ものが動いてしまうような情勢の中で、改めていろいろな法体系、マニュアルを見直していく必要があるのだらうと思っています。

そういう意味では、3月4日の時点で、農水省も非常に局地的な問題ではなく、国の問題だという方針に切り替えられたことについては、私どもも評価をしています。先ほどアザミのほうも申しましたが、この問題が、食品安全基本法ができて以来の、非常に重要な問題だと認識しています。ぜひ、この事例を少し落ち着いた時点でけっこうですから、リスクアナリシスの視点に基づいて、しっかり検証することが大事だらうと思っています。

果たして、リスクアセスメントがどうであったのか、リスクマネジメントとリスクアセスメントの間に悔いるところはなかったのか、きちんと独立してやられたのか。それから、今日もテーマになっているリスクコミュニケーションはこの間、十分であったのか。いろいろな角度から検証する、鳥インフルエンザ問題検証委員会を、ぜひ作っていただきたいというのが私の意見です。

姫田さんに答えていただくのがいいかもしれませんね。

(姫田) まず、結論から申し上げますと、家畜伝染病予防法という法律に基づいて、家畜の防疫対策をやっているのです。これについては、前の口蹄疫のときには十分に機能したわけですが、どちらかという、大家畜を中心に防疫を考えてきた法律であるということもあります。そういう面も含めて、あるいは対策についても見直しを図るということで、今、検討を始めたところです。特に今回、移動禁止地区の補償問題とかもあり、そういうことについても、法律として検討を始めたところです。

もう一方、マニュアルについて、今おっしゃったような県間の連絡の問題、あるいは逆に大分県の場合は、発生が軽微であった時に、同じように30km、28日間かけないといけないうのかという問題、京都の時はどういうふうにかけていくかという問題等、いろいろあります。いろいろと、現実に今まで79年間、発生していなかったものですから、その中で見直しを図っていくということで、今、検討を始めているところです。

ただ、そうはいいつつも、京都は2例目ということもありました。その中で大変なことになったというよりは、山口も大分も京都も、今はまさに終息しつつあるのではないかと考えています。30km 圏内ということは、かなり有効に機能したのだと思っています。ですから、30km 圏外に飛び火したわけもないので、そういう面でのことも考えながら、今後、

見直しを図っていく必要があると思っています。

リスクコミュニケーションなどということですが、情報がどう伝達できたかということが、国民の皆様方にご不満もあるかと思っています。どうも初動の山口県の時には、かなりマスコミの方々にご協力いただき、鳥インフルエンザについての基礎的知識を、具体的に大手の新聞には載せていただいたのです。ところが、山口県の時は、皆さんあまり関心がなく、そのまま読み飛ばしてしまわれて、今2回目の京都で大騒ぎになった時は、どうも2回は同じ記事は書けないこともあり、我々は今、一生懸命、広報をしているところです。

今日も実はこの会議が始まる前に、見上先生がテレビに出ておられたのを、お気づきの方がいらっしゃるかどうか分かりませんが、テレビの政府広報番組でご説明していただいているものもあります。今後も、政府広報などを活用しながらやっていくことと、今回のことをもう一度きちっと検証し、今後の対策を見直していきたいと思います。また、ご協力をよろしく願いいたします。

また、日生協、生協連につきましては、早くからいわゆるパンフレットも作っていただき、会員に流していただいたことも存じており、私どももパンフレットについてご協力させていただいていたりしています。そういうことについても感謝する次第です。よろしく願いいたします。

(司会) ありがとうございます。では、続いての質問に移りたいと思います。

(小石) 大阪生活衛生協会、食鳥検査センターの小石といたします。

高病原性鳥インフルエンザの対策で、直近の報告書を検査申請書に添付となっていますが、ここで要望というかお願いという形で、述べさせていただきたいと思います。

この時に、モニタリングの検査もやっておられると思いますが、その検査結果を添付のご検討をお願いしたい。特に、発生している状況においては、出荷ロット分について検査をしていただき、そういう検査成績書も添付できるようなシステムなり制度の、ご検討をお願いしたいです。意見ですが、述べさせていただきます。

(司会) それでは、関係者からお答えさせていただきます。

(外口) 厚生労働省でリスクコミュニケーションを担当している外口です。今、大阪の方から、今度の食鳥の搬入時の検査の添付の話でしょうか。皆さん、ご存じだと思いますが、毎週、養鶏場でどれくらい鳥がなくなったかという記録を、一緒に食鳥検査所に持ち込むわけですが、そこでもう一つ加えて添付すべきだということです。もう少し具体的に教えていただけますか。私のほうで持ち帰って、担当者とよく検討させていただきますが。

(小石) 出荷するロットについて、発生している状況においては、検査をできるだけ実施していただき、その結果を添付できるようなシステムを、農場のほうでお願いしたいと。

(外口) 農場で検査をすべきだというご意見ですか。そうすると、定期的に養鶏場でインフルエンザの検査をすべきではないかというご要望ですか。

(小石) それも併せてやっていただければ、私達としてはありがたいという考えですが。

(外口) いろいろ状況に応じてあると思いますが、専門家のご意見も踏まえて、どういうやり方がいちばん効率的か。恐らくタイミングやエリアの問題などいろいろあると思います。全国一律にそれが必要かどうかというのは、かなり意見は分かれるかと思いますが、それも含めて、ご意見を承りました。

(司会) では、姫田さんから、ただいまのご意見に対してお答えをさせていただきます。

(姫田) まず一つは、食鳥となるとブロイラーがほとんどですので、8週齢のブロイラーをすべて検査して出荷するというのは、むしろいかなものかなと思っています。そうしたことよりも、特に採卵鶏が中心だと思いますが、サーベイランスをしていって、全国的にクリーンであることを、きちんと見ていく。安全管理というのは、コストとベネフィットの問題がありますので、コスト的にそちらのほうが有利ではないかと考えています。もちろん、ご意見としては伝えておきますが、コスト的には、特に採卵鶏を中心にサーベイランスを進めていこうということでやっていますので、そちらのほうが有利ではないかと思っています。ブロイラーは8週齢で出ていってしまいますので、あまりメリットはないのではないかと思います。

(司会) 以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(山中) 浅田農産のことでテレビなどを見ていたら、非常に衛生管理が悪くて、私の信頼すべき情報によると、そこから八エが大量発生して、周辺の民家に迷惑をかけたということです。もう一つは週刊誌の記事ですが、非常に臭いという周辺の不満があったり、掃除は月1回しかしないので、糞が1mも積んであるといったことが書いてあったのです。家畜保健所は、そういう検査は、定期的に入って衛生管理はされていなかったのですか。それが一つです。

私は兵庫県ですが、FAXが京都から兵庫と大阪に送られて、兵庫県は1日ほうっておかれたということですが、普通、私たちはファクスを送る場合は、送ったあとつきましかという確認の電話をすることにしています。その辺が、ルーズだったといえるのではないかと思います。それと、土曜、日曜にかかったので、ほうっておかれた。カラスでしたが、私も川西でお肉屋さんが、ハムやお肉をオープンケースに入れて、かなり積み上げて、ロードラインよりも上へ上げて売っているので、保健所によく連絡します。平日はできていますが、土曜、日曜の保健所の人がない日は、やはり盛り上がっています。その辺をもう少し、平日だけの勤務の意識ではなく、休日も返上してやっていただくような行政の指導であってほしいと思います。

また、何か月か前に、オランダで鳥インフルエンザが起きて、全土に広がったというのを読みました。日本でも山口県からは少し空きましたが、京都で発生してから広がりましたので、やはり国と自治体の危機管理が弱かったのではないかと思います。

いちばん最初に質問したウインドレス養鶏ですが、もし生産者のかたがおられましたら、どうしてウインドレス養鶏をされるのかを聞かせていただきたいのですが。

(司会) たくさん質問があったようですが、よろしく願います。

(姫田) 直接の県、府は答えにくいので、私がまとめて答えさせていただきます。

一つは衛生管理の話ですが、当然、県、府として指導されていたと思いますが、あくまでも迷惑防止条例などの中でどうやっていくかということが一つです。

もう一つは、当然、家畜の指導ということであれば、農政部が指導はしているわけです。

ただ、最終的に立入権限があるのかとなると、言うことを聞かない人を無理やりこじ開けて立ち入られるかということ、法律上どうできるかということになってきます。例えば、悪臭防止法で臭気が一定の境界線を越して、基準以上に越えてくるということであれば指導できると思います。なかなかそのあたりが、具体的には存じませんが、できなかったのではないかと思います。

また、少し誤解があるようですが、ニワトリの場合は、鶏糞を毎日毎日出してしまうと、かえって常在菌の状態が悪くなりますので、どちらかという長く置いておいて、十分鶏舎の下で発酵させることで、安定的な状態にさせているというのが普通です。1か月積んであったからということで、ひどい管理をしていたということではありません。もちろん、ケージや鶏舎のほかの部分は、きれいに掃除をする必要があると思っていますが、長い間鶏糞が積んであったから、おかしいということではないのではないかと思います。

それぞれ連絡や、土日を返上してというお話がありますが、具体的には危機の時の緊急の連絡体制はどうしていくかということだと思います。いつも職員が土日に出てきてということになると、当然、職員の数を増やさないといけない。国民の皆さんの税金を余計に頂かなくてはいけなくなることになりかねませんので、そうではなく、緊急の時にどうきちんとした連絡体制がとれるかということです。私どもは危機管理マニュアルを作って、去年から出していますが、それぞれの府県で、緊急時にどう体制を作るかということをもう一度見直していただければと思います。ただ、あくまでも土日出勤ではなく、土曜日でも日曜日でも、きちんと連絡がつく体制ということだと思います。

生産者さんへということで、ウインドレス鶏舎について再度私のほうからお話しします。例えばオランダの場合は、かなり家畜の福祉の概念から、平飼いなどが多くて、それでうつつたこともかなりの事実です。少なくとも、鳥インフルエンザについて言えば、ウインドレスでほかから鳥が入ってこないことが非常に大事になってくると思います。

病気が起こるといのは、主因と誘因があります。主因は病原体そのものの感染になるかと思いますが、ウインドレスの場合、まず野鳥が入ってこないこと、出入口でもかなり厳密に消毒などがされるということで、主因が防げるわけです。誘因については、必ずしもウインドレスだから悪いということではないと思っています。誘因の話は別にしても、主因を確実に切ることで、鳥インフルエンザについてはウインドレスのほうが、防疫という面では好都合かと思っています。

私どものほうで、網をかけるとかセミウインドレス化ということで、野鳥が入らない形で従来の開放型鶏舎をウインドレス化することに対しても、16年度から支援させていただこうということになっています。

(司会) 以上ですがよろしいでしょうか。

(山中) 私は平飼いの見学には行ったことがありますが、ウインドレスは夜も電気をつけて、昼と勘違いをさせるという話を聞いていますが、それだったら電気代ももったいないし、経済的にも、その辺がよく分からないのですが。

(姫田) 多分、ウインドレスと平飼いとなると、我が国は土地も高いものですから、当然、ウインドレスのほうが土地の利用効率はよくなります。また、一定の鶏舎の中での冷暖房の管理ができます。平飼いでもニワトリの場合は、ほうっておくと秋になると卵を産まなくなります。これは当然、ニワトリそのものが持っていた、秋の巣ごもりの遺伝子が働いてしまって、今でも巣ごもりまではしませんが、秋になると卵を産むのをやめてしまうのです。菊の電照栽培と同じで、ニワトリに秋を教えないように、夏至を越えてだんだん日が短くなっていくとやめてしまうので、その時は日が短くなったことを教えないようにして、一定の時間明るい状態を作ります。これは開放鶏舎もウインドレス鶏舎も、同じです。開放鶏舎を見ていただいても秋には電気がついています。やはり同じことです。

あとは、ウインドレスのほうが温度管理の面で、エネルギー効率的には有利になるかと思えます。コスト的にも、エネルギー的には圧倒的にウインドレスのほうが有利です。あとは、皆さん方のご選択で、平飼いがいいということなら、それは農家のほうは高くても作るよということになるのではないかと思います。

(司会) ありがとうございます。まだまだ質問があったかもしれませんが、お時間が近づいてきましたので、この辺で質疑応答を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。講演者の皆様、報告者の皆様、ありがとうございました。

では、そろそろ閉会となりましたので、本日は予定していました戸田雄一郎、京都府保健福祉部長が所用のため、代わって、小塩康次、京都府保健福祉部生活衛生課長から閉会のごあいさつを申し上げます。

閉会挨拶

小塩 康次（京都府保健福祉部生活衛生課長）

本日、戸田部長が来る予定でしたが、府議会の予算委員会の最終日になり、残念ながら来られませんので、私が代わりに来させていただきました。

この間、皆様方には大変ご心配をおかけし、またいろいろご協力を頂き、おかげさをもちまして、今日で現地での防疫処理がほぼ終了の予定です。私がこちらに来る段階では、まだ終わったという情報は入っていませんが、今日終わる予定でやっています。この間、自衛隊をはじめ他府県の皆さん、市町村の皆さん、ボランティアの皆さんにはいろいろとご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

京都府で発生してすぐに、知事を筆頭とする対策本部を立ち上げ、風評被害といったおそれもありましたので、我々京都府としては、対策本部は初めから報道機関の方に公開という形にさせていただき、その場で事実とともに客観的な正しい情報を流させていただきました。残念ながら山口の場合と違って、京都府の場合は卵と肉が流通していました。情報の提供の遅れがあったことがあり、報道機関の方も、こちらのほうの記事がどうしても多くなってしまい、客観的な事実はなかなか大きく取り扱っていただけなかったということで、かなり混乱を招いてしまいました。

我々としてもいろいろな場で、できるだけ正しい情報をとということに心がけてきたつもりです。先ほどから幾つかご指摘があったことを心にとめて、私は保健福祉部の人間ですが、戻りましたら、農林水産部に今日のご意見をいろいろお伝えし、京都府としてこれから検証のステージに入るわけですので、その場で一つ一つ検証して、今後に向けてまいりたいと思っています。今日もまた、その気持ちを新たにしました次第ですので、よろしく願いします。

ここにいらっしゃるかたは、皆さん、十分にご理解いただいたと思いますが、これは食品の問題ではなく、あくまでも防疫措置でされていることを、各先生方がおっしゃっていますし、また野鳥に広まっているわけではありません。そういう意味からも、ご家庭で飼われている鳥やペットについては、今のところ問題ないということです。最近は見られなくなりましたが、当初は家で飼っておられたらしい鳥を、捨てられるということもありました。今後はそういうことも少なくなっていくとは思いますが、食品の安全とペット等の安全は、今のところは守られているという2点を、改めてご認識いただき、ご家庭、職場、

地域でその辺のお話を広めていただけたら、ありがたいと思っています。今日は本当に長い間ごくろうさまでした。今後ともよろしく願います。

(司会) ありがとうございました。それでは、これで本日の意見交換会を終わりとさせていただきます。進行に皆様ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、入場の際にお渡ししたアンケートに、ぜひご記入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本日は長時間にわたるおつきあい、誠にありがとうございました。